

西桂町国土強靱化地域計画

令和3年1月

西 桂 町

はじめに

近年、全国各地で地震災害や集中豪雨による浸水災害、台風による土砂災害など、様々な大規模災害が発生しており、さらに今後、首都直下地震等の巨大地震の発生も予想されています。



こうした中、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定され、平成26年6月には「国土強靱化基本計画」が策定されるなど、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

また、山梨県においても、平成27年12月に国の「国土強靱化基本計画」との調和を図りながら「山梨県強靱化計画」を策定したところです。

本町においても、東日本大震災や平成26年2月の豪雪等から得られた教訓を踏まえ、災害時に町民の生命及び生活を守るとともに、被害の低減を図り、最悪のリスクを回避する災害に強いまちづくりを推進する必要があることから、このたび「西桂町国土強靱化地域計画」を策定しました。

本計画は、「国土強靱化基本計画」、「山梨県強靱化計画」を踏まえ、いかなる災害等が発生しようとも「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進するため、必要な事前防災及び減災、迅速な復旧復興等に係る施策を総合的かつ計画的に実施するものであり、本町の強靱な地域づくりを推進してまいります。

令和3年1月

西桂町長 山崎 泰洋

〔目 次〕

第1章 計画の概要

1-1	策定の背景と目的	1
1-2	計画の位置づけ	2
1-3	基本的な進め方	4

第2章 西桂町の概況

2-1	西桂町の概況	5
-----	--------	---

第3章 地域計画策定の考え方

3-1	基本理念	10
3-2	基本目標	10
3-3	事前に備えるべき目標	10
3-4	基本的な方針	11

第4章 脆弱性評価の実施

4-1	脆弱性評価の方法	12
4-2	想定するリスク	13
4-3	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	14
4-4	リスクシナリオを回避するために必要な施策分野	15
4-5	リスクシナリオと施策分野の相関（マトリクス）	19
4-6	リスクシナリオごとの脆弱性評価	20

第5章 施策分野ごとの推進方針

5-1	A. 災害対策本部／行政機能／防災・消防	49
5-2	B. 住宅・都市・土地利用	56
5-3	C. 保健医療・福祉・教育	59
5-4	D. 産業・エネルギー	64
5-5	E. 情報通信・交通・物流	66
5-6	F. 国土保全・環境	70

第6章 施策の重点化

6-1	特に回避すべき「起きてはならない最悪の事態」の選定	72
6-2	施策の重点化	73
6-3	災害に強いまちづくりのため活用する国・県等の支援策	79

第7章 計画の推進と見直し

7-1	計画の進捗管理と見直し	80
7-2	計画の推進期間	80
7-3	他の計画等の見直し	80

資料編		81
-----	--	----

第1章 計画の概要

1-1 策定の背景と目的

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害等が発生しても、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済を守り、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を推進するため、平成25（2013）年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法（以下「基本法」という。）」を公布・施行しました。また、平成26（2014）年6月には、基本法に基づき国土の強靱化に関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を策定し、また、山梨県においては、平成27（2015）年12月に国基本計画との調和を図りながら「山梨県強靱化計画」（以下「県計画」という。）を策定するなど、国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けた取組を進めているところです。

このような中、本町においては、平成26（2014）年2月豪雪により大きな被害が発生するなど、災害時において町民の生命及び生活を守るとともに、被害の低減を図り、最悪のリスクを回避する災害に強いまちづくりの推進が必要になっていることから、国の動向を踏まえつつ、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進するため、「西桂町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

■国土強靱化とは

- 大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進すること。

基本理念

いかなる災害が発生しようとも、

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

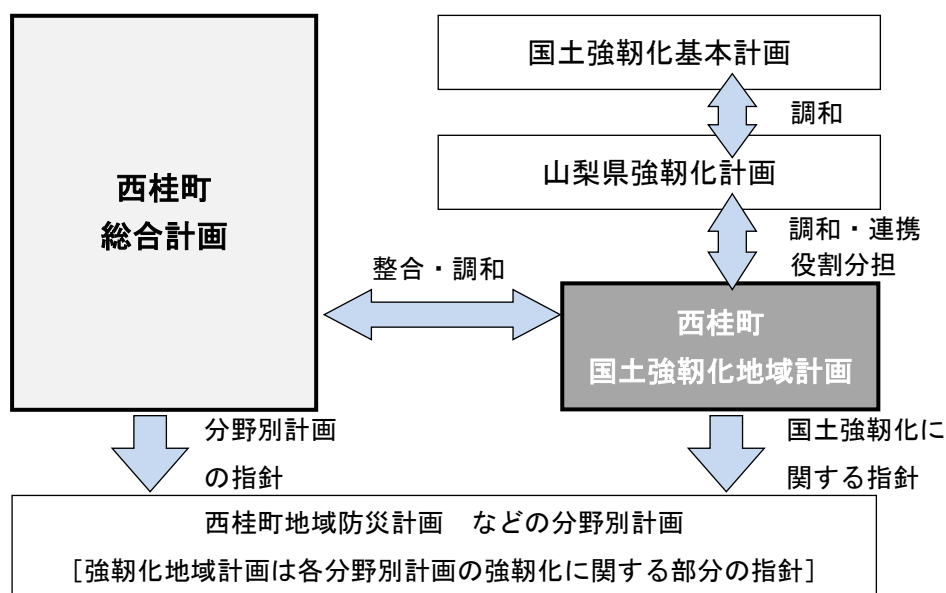
を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進する。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づき策定する「地域計画」であり、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的にするための指針となる計画です。

そのため、県計画が、本町を包含する県土全域にかかる計画であることを踏まえ、同計画との調和を保つとともに、町政の基本方針である「西桂町総合計画」や、災害対策基本法に基づき策定した「西桂町地域防災計画」等とも整合・調和を図りながら、国土強靱化に関して、本町における様々な分野の計画等の指針となるものです。

■ 国土強靱化地域計画と関連計画の位置づけ



【基本法第13条（国土強靱化地域計画）】

- 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

【基本法第14条（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）】

- 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

地域防災計画との違い

- 「防災」は、基本的には、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるもので、西桂町地域防災計画〔平成27（2015）年3月策定〕では「一般災害編」「地震編」「富士山火山編」のリスクごとに計画が立てられている。
- 一方、国土強靱化は、リスクごとの対処対応をまとめるものではなく、①あらゆるリスクを見据えつつ、②どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていくもの。
- そのため、強靱化の計画は、あらゆるリスクを想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を明らかにし、最悪の事態をもたらすリスクを減らすために事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチから、強靱な仕組みづくり、国づくり、地域づくりを平時から持続的に展開する強靱化の取組の方向性・内容を取りまとめたもの。

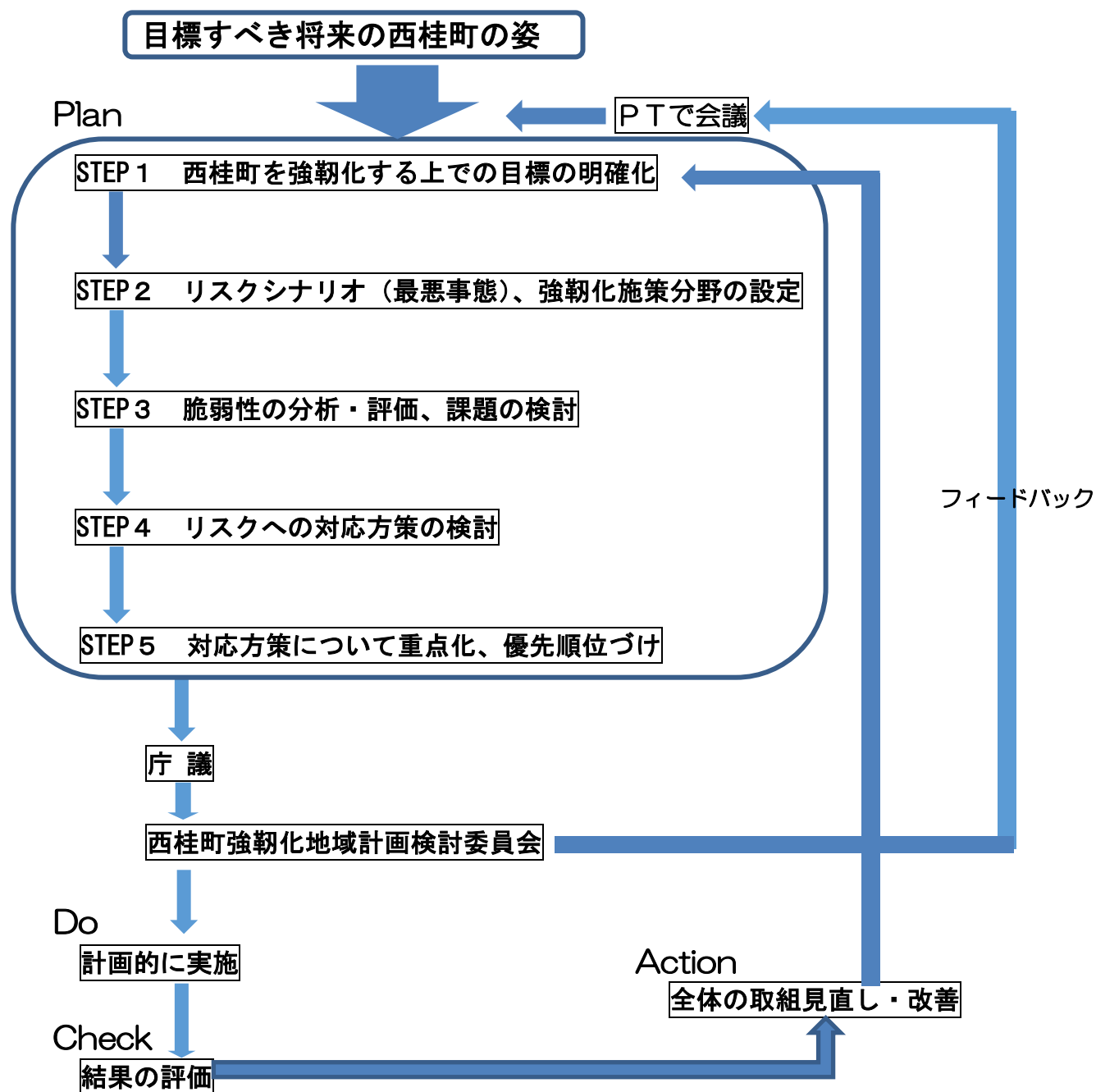
■ 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係イメージ

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般を想定し 地域社会の強靱化	災害の種類ごとの発生時の対応力の 強化
対象フェーズ	災害発生前	災害発生時・発生後も含む
施策の設定方法	人命保護や被害最小化などを図 るため、最悪の事態を回避する 施策	予防・応急・復旧などの具体的対策
施策の重点化・指標	○	—

1-3 基本的な進め方

地域強靱化は、いわば地域のリスクマネジメントであり、以下のPDCAサイクルを繰り返して、取り組みを推進します。この際、STEP 2～STEP 5にあるとおり、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や国土利用・経済社会システムの現状のどこに問題があるかを知る「脆弱性の評価」を行うとともに、これを踏まえて、これから何をすべきか、その「対応策」を考え、「重点化・優先順位付け」を行った上で推進することをプロセスに組み込んでいます。

策定の流れについてのイメージ図



第2章 西桂町の概況

2-1 西桂町の概況

第1 自然的条件

1 位置及び面積

本町は、山梨県の東部に位置し、南に富士山を、西北に三ッ峠、東南に倉見山を望み、東は都留市、西は富士吉田市に隣接し、南の富士山から流れる清流桂川が当町の中央を流れています。

本町の地形及び面積は、東西方向に4,500m、南北方向に4,000m、面積は15.22km²で県土の0.34%を占めています。

2 地勢

本町の周囲は1,300m前後の山稜に囲まれ、一級河川桂川、これと平行して流下する欄干川により開設されて堆積された、緩傾斜地が幅約2kmにわたって南西から北東に向かって開けています。

3 地質及び地盤

本町は、第3紀御坂層群の小沼層に入り、石英安山岩、凝灰岩が基盤となっており、その上を富士火山による火山灰が覆っており、土壌的にみると、小沼地帯は砂壤土、下暮地帯が壤土、倉見地帯は植壤土であるが、特性としては全体が火山灰壤土です。また、富士八ヶ岳構造線と都留構造線が当町を通っています。

4 気象

本町は、平地部でも標高600m以上であるため、例年、年平均気温10℃前後、年間降雨量1,500mm位の内地型内陸性気候の特徴を見せています。

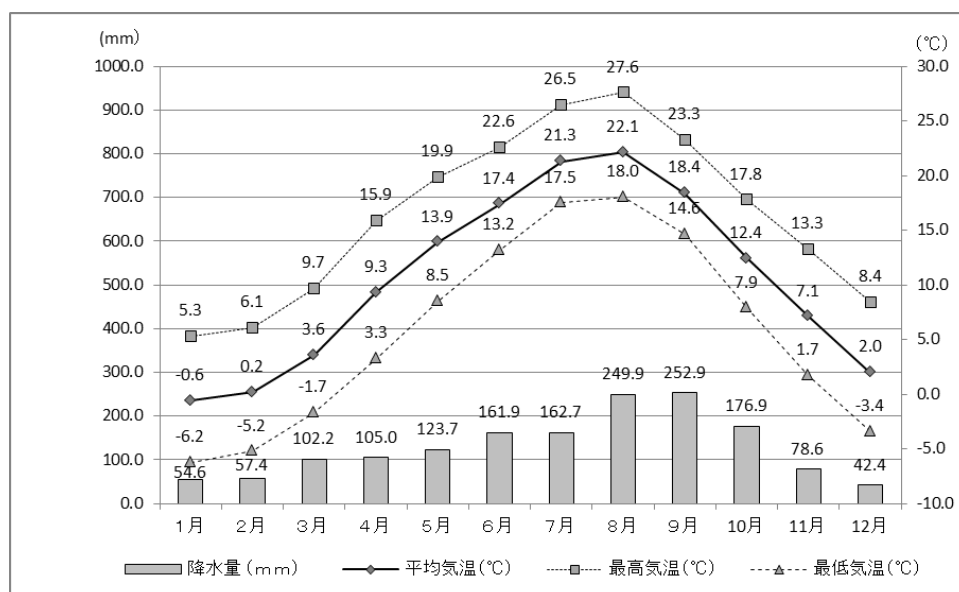
1981～2010年の平均値をみると、月別の最高気温は8月の27.6℃が最も高く、最低気温は1月の-6.2℃が最も低く、年間降水量は、1,568.1mmです。

平年値（統計期間1981年～2010年の30年間）

	平均気温（℃）	最高気温（℃）	最低気温（℃）	平均風速（m/s）	降水量（mm）
1月	-0.6	5.3	-6.2	1.8	54.6
2月	0.2	6.1	-5.2	2.0	57.4
3月	3.6	9.7	-1.7	2.0	102.2
4月	9.3	15.9	3.3	2.1	105.0
5月	13.9	19.9	8.5	2.0	123.7
6月	17.4	22.6	13.2	1.7	161.9
7月	21.3	26.5	17.5	1.7	162.7
8月	22.1	27.6	18.0	1.7	249.9
9月	18.4	23.3	14.6	1.6	252.9
10月	12.4	17.8	7.9	1.6	176.9
11月	7.1	13.3	1.7	1.6	78.6
12月	2.0	8.4	-3.4	1.8	42.4
全年	10.6	16.4	5.7	1.8	1,568.1

資料：甲府地方気象台（地点：河口湖）

平年値：月別気温・降水量



第2 社会的条件

1 人口・世帯

人口は、平成27年では4,342人で、全県人口の約0.5%となっています。人口密度は、1平方キロメートル当たり285人です。

人 口

	0～14歳 (人)	15～64歳 (人)	65歳以上 (人)	合計 (人)	高齢化率 (%)	人口密度 (人/km ²)
平成22年	672	2,848	1,021	4,541	22.5	299
平成27年	550	2,663	1,129	4,342	26.0	285

世 帯

	一般 世帯数 (世帯)	うち 核家族世帯 (世帯)	うち 単独世帯 (世帯)	うち 65歳以上 (世帯)	(再掲) 高齢者 夫婦世帯※ (世帯)
平成22年	1,442	897	194	67	134
平成27年	1,478	934	252	119	149

※高齢者夫婦世帯：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯

資料：国勢調査

2 産業

平成27年国勢調査における産業別就業人口の構成比は、第1次産業が1.4%、第2次産業が42.6%、第3次産業が56.0%となっており、第1次産業、第3次産業の割合が減少し、第2次産業の割合が増加傾向にあります。

3 交通

(1) 公共交通

富士急行線が1時間に2本程度運行されており、町内には三つ峠駅があります。また、中央高速バスも春・秋は1日約25便、夏1日約30便、冬・1日約10便が運行されており、町内には西桂バス停があります。

(2) 道路交通

都留市方面と富士吉田市方面を結ぶ国道139号が主要幹線道路です。県では、県道富士吉田・西桂線の建設を進めていますが、慢性的な渋滞解消に至っていないため、計画で想定する事態が発生した場合、避難ルートの確保や、緊急物資の輸送に困難をきたす可能性があります。

また、中央自動車道富士吉田線は本町内にはインターチェンジはなく、近隣市町には、富士吉田西桂スマートインターチェンジ・都留インターチェンジ・河口湖インターチェンジ・富士吉田インターチェンジがあります。

第3 災害の歴史

1 風水害

大正時代以降における山梨県の主な災害は、次のとおりである。

災 害 発 生 日	被 害 の 概 要
1912(大正1. 9. 22～23)	台風による暴風雨で人畜死傷、家屋倒壊、農作物その他被害甚大、死者54人、家屋全壊2,601戸
1920(大正9. 8. 2～6)	台風の大雨により南都留郡下の被害大、死者18人
1922(大正11. 8. 23～26)	台風の大雨により東山梨郡下の被害大、死者55人
1934(昭和9. 9. 18～21)	室戸台風で県内にも大きな被害、全壊・流失家屋507戸、死者13人
1935(昭和10. 9. 21～26)	前線と台風の大雨により全県下に被害、特に富士川、塩川、荒川、御勅使川筋一帯が激甚、死者39人
1936(昭和11. 9. 26～27)	前線と低気圧の大雨により東山梨郡、東八代郡の笛吹川、金川、日川の流域に被害、死者22人
1940(昭和15. 1. 29)	江草村(須玉町)の民家から出火、27戸を焼き山林に飛火
1940(昭和15. 5. 19)	猿橋大火
1945(昭和20. 10. 3～11)	前線と台風の大雨により全壊・半壊家屋256戸、浸水家屋6,130戸、死者、行方不明36人
1947(昭和22. 9. 13～15)	カスリン台風来襲、死者16人
1951(昭和26. 3. 6)	富士山麓に大雪しろ発生し、忍野村50年来の大被害
1952(昭和27. 6. 24)	ダイナ台風が峡南、峡西地方を荒らす
1954(昭和29. 11. 27～28)	低気圧の通過により富士山で大雪崩、死者15人
1956(昭和31. 2. 27)	翌日にかけて県下到大雪、甲府で積雪31cm
1958(昭和33. 5. 13)	50年ぶりの異常寒波による凍霜害、八ヶ岳、富士山などの農作物に被害。この年、干天続きで田植用水が不足して県下各地で水争い深刻化
1959(昭和34. 8. 14)	台風7号により前夜から早朝にかけて県下に豪雨、空前の大被害、死者90人
1959(昭和34. 9. 26)	台風15号(伊勢湾台風)来襲、死者15人
1962(昭和37. 1. 22)	上野原町商店街で大火、60戸73世帯を焼く
1966(昭和41. 7. 22)	甲府市の相川等が集中豪雨で氾濫、死者1人、全壊半壊家屋104戸、浸水家屋14,528戸
1966(昭和41. 9. 25)	台風26号により足和田村、芦川村、上九一色村等被害、死者175人
1973(昭和48. 4. 2)	昇仙峡で山火事、覚円峰など景勝地を焼く
1976(昭和51. 6. 15)	甲府盆地に降雹、農作物の被害甚大
1978(昭和53. 7. 8)	甲府中心に集中豪雨、戦後最高の日最大1時間降水量73mmを記録。この年、明治28年の気象観測はじまって以来の猛暑で、日最高気温30℃以上連続52日、干ばつ被害32億円
1980(昭和55. 8. 4)	富士山で大落石事故、死者12人
1982(昭和57. 8. 1～3)	台風10号に伴う大雨により県下全域に被害発生、死者7人

1983(昭和58. 8. 15～)	台風 5、6 号に伴う大雨により県下全域に被害発生、死者 2 人、河口湖増水
1991(平成3. 8. 20～21)	台風12号を取り巻く雨雲県東部に停滞、東部・富士五湖地方で被害大、大月市で死者・行方不明 8 人。本町においても被害あり
1991(平成3. 9. 18～19)	秋雨前線と台風18号の大雨により県下に被害、特に芦川村の被害大、死者・行方不明 2 人
1991(平成3. 9. ～12)	秋雨前線と相次ぐ台風の来襲で富士五湖増水、湖畔道路冠水、浸水住家13戸
1993(平成5. 6. ～9.)	長雨・低温・寡照により、八ヶ岳・富士山麓標高800m以上の地域の水稲に甚大な冷害、被害額約20億円
1997(平成9. 3. 11～15)	勝沼町の高尾山から出火、戦後最大規模の山林火災、焼失面積374.9ha、被害総額 4 億 7 千793万円
1998(平成10. 1. 8～16)	県下に 3 回にわたり大雪、14日～16日にかけての積雪が、甲府で49cm、山中湖で120cmなどを記録、死者 3 人、農業関係を中心に大きな被害発生被害額約73億19百万円
1998(平成10. 8. 26～31)	停滞前線と台風 4 号の大雨により、県南部及び東部を中心に大規模な被害が発生被害額・約29億 9 百万円
1998(平成10. 9. 15～16)	台風 5 号の大雨と強風により、県内全域で被害が発生、死者1人、床上浸水43戸、床下浸水274戸被害額・約58億4千8百万円
2000(平成12. 9. 11～17)	9月11日～12日に甲府地方気象台観測史上最大の310mm(甲府市)を記録し、床上浸水103棟、床下浸水532棟、被害総額102億 1 千 8 百万円
2001(平成13. 1. 25～28)	28日の積雪が山中105cm、甲府38cmなどを記録、平成10年 1 月に匹敵する大雪、死者 2 人
2001(平成13. 9. 8～11)	台風15号の大雨で県南部及び東部で大きな被害発生、被害総額62億81百万円
2002(平成14. 7. 10～11)	台風第 6 号の大雨により、県中西部をはじめ県下全域で被害発生。床上浸水 1 棟、床下浸水51棟等 被害総額30億72百万円
2003(平成15. 8. 8. ～9)	台風10号の大雨により、県東部及び中西部をはじめ県下全域で被害が発生。河川増水による死者 1 名、重軽傷者 4 名、家屋一部損壊 3 棟等、被害総額約10億46百万円
2004(平成16. 10. 8～10)	台風22号の大雨により県中西部で大きな被害発生。住家全壊 2 棟、床上浸水 1 棟等 被害総額19億 2 千万円
2004(平成16. 10. 20～21)	台風23号の大雨により県下全域で被害発生。河川増水による軽傷者 1 名、住家半壊 2 棟、床上浸水57棟、床下浸水253棟等 被害総額23億 4 千万円
2011(平成23. 8. 31～9. 6)	台風12号の大雨により県南部及び東部を中心に被害が発生。軽傷 1 名、住家半壊 1 棟、住家一部損壊 4 棟、大月市瀬戸の山林において約 6 ヘクタールの深層崩壊が発生。被害総額13億 2 千万円
2011(平成23. 9. 19～22)	台風15号の大雨により県南部及び東部を中心に被害が発生。住家半壊 1 棟、住家一部損壊 1 棟、住家床上浸水40棟・床下浸水70棟等。被害総額約41億 1 千万円 身延町及び南部町で孤立集落が発生。県消防防災ヘリ「あかふじ」により物資を輸送。JR 身延線が南部町地内で線路盛土が崩落、一部区間が代行バスにより運行。翌年 3 月17日に全線復旧。
2014(平成26. 2. 14～15)	大雪により、県内全域に被害が発生。県では観測史上最大の積雪(2月15日 9:00現在で甲府市114cm、富士河口湖町143cm)。県内全域で道路が不通、帰宅困難者、孤立地域が多数発生、物流にも影響、死者 5 人、重軽傷者147人、住家全壊13棟、半壊32棟、一部破損1,799棟、床下浸水 5 棟等。被害総額約257億 4 千万円
2017(平成29. 10. 22～23)	台風21号の大雨と強風により、県中西部及び東部を中心に被害が発生。住家床上浸水 3 棟、床下浸水 7 棟等。被害総額約20億 3 千万円
2018(平成30. 9. 30～10. 1)	台風24号の大雨と強風により、県内全域に被害が発生。軽傷者 2 人、住家半壊 8 棟、一部破損83棟等。被害総額約49億円

2 地震災害

大正時代以降に山梨県で発生した地震被害は、次のとおりである。

発 生 年 月 日	被 害 の 概 要
1915(大正4. 6. 20)	山梨県東部を震央とする地震 (M5. 9)、甲府市水道管亀裂 4 ～ 5 か所
1918(大正7. 6. 26)	神奈川県西部を震央とする地震 (M6. 3)、谷村 (現都留市) で石垣崩壊、石塔転倒、土蔵壁亀裂・剥離等多く、鰍沢町でも墓石転倒、土蔵壁脱落等あり、甲府市付近で水道管破裂 7 ～ 8 か所

1923(大正12. 9. 1)	関東大地震（M7. 9甲府震度6）、県内死者20人、負傷者116人、全壊家屋1,761棟、半壊4,992棟、地盤の液状化現象3か所
1924(大正13. 1. 15)	丹沢地震（M7. 3甲府震度6）、県東部で負傷者30人、家屋全壊10棟、半壊87棟、破損439棟、水道破損60か所
1944(昭和19. 12. 7)	東南海地震（M7. 9）、甲府市付近で負傷者2人、家屋全壊26棟、半壊8棟、屋根瓦落下29か所等（山梨日日新聞）
1976(昭和51. 6. 16)	山梨県東部を震央とする地震（M5. 5）、県東部で住家等一部破損77棟、道路22か所、田畑31か所、農業用施設79か所等
1983(昭和58. 8. 8)	山梨県東部を震央とする地震（M6. 0）、県東部を中心に19市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者5人、住家半壊1棟、一部破損278棟、田147か所、農林業用施設55か所、道路21か所、商工被害78件、停電全世帯の66%等、被害総額3億5千万円
1996(平成8. 3. 6)	山梨県東部を震央とする地震（M5. 5）、県東部を中心に14市町村で被害、負傷者3人、住家一部破損86棟、水道被害3,901戸等、被害総額1億5千万円
2001(平成13. 12. 8)	神奈川県西部を震央とする地震（M4. 6）県内最大震度は5弱（上野原市）を観測
2011(平成23. 3. 11)	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）（M9. 0）県内最大震度は5強（中央市成島、忍野村忍草）を観測。軽傷2名、住家の一部損壊4棟、断水4,780戸、停電14万5千戸
2011(平成23. 3. 15)	静岡県東部を震央とする地震（M6. 4）県内最大震度は5強（忍野村、山中湖村、富士河口湖町）を観測。
2012(平成24. 1. 28)	山梨県東部を震央とする地震（M5. 4）県内最大震度は5弱（忍野村、富士河口湖町）を観測。

第3章 地域計画策定の基本的な考え方

3-1 基本理念

過去に発生した幾多の災害から得られた教訓を踏まえ、今後より一層の防災及び減災、その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施していくことが重要です。

このため、西桂町独自の基本理念として、

「自助・共助・公助、そして絆により町民一人ひとりが 災害への対応力を高めるまちにしかつら」

を設定し、町民一人ひとりや地域、民間事業者等が災害への対応力の充実と意識の向上を図るとともに、行政と町民の絆の強化による対応体制の構築を目指します。

3-2 基本目標

国基本計画、県計画を踏まえ、いかなる災害が発生しようとも

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">I. 人命の保護が最大限図られることII. 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されることIII. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化IV. 迅速な復旧・復興 |
|--|

を目指し、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進します。

3-3 事前に備えるべき目標

国基本計画、県計画を踏まえ、本町の強靱化を推進するために必要な事項として、以下の8つの事前に備えるべき目標を設定します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
また、それが極めて困難な場合でも必要最低限な対応ができる3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る7 制御不能な二次災害を発生させない8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を有する |
|--|

3－4 基本的な方針

本計画の理念に基づき、事前防災、減災及び罹災後における迅速かつ確実な復旧復興をめざし、本町全域にわたる強靱化を推進します。

(1) 国土強靱化への取組

短期的ではなく、長期的な視点で計画的に取り組めます。

(2) 適切な施策の推進

災害リスクから、町民の生命、身体及び財産を守るとともに、災害による被害を最小限に抑えるため、ハード面及びソフト面の充実等、適切な施策を推進します。

既存の社会資本の有効活用や効率的な施設管理、また、自助、共助及び公助を適切に組み合わせ、総合的な費用を削減しつつ、効果的な施策を推進します。

第4章 脆弱性評価の実施

4-1 脆弱性評価の方法

国基本計画、県計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画の策定においても、本町の強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするために、本町が直面する大規模自然災害など様々なリスクに対し、現行の施策のどこに問題があるのかの脆弱性評価を行うため、国が定めた脆弱性評価の指針に基づき、以下の流れにより実施しました。

1. 想定するリスクの特定



2. 施策分野の設定



3. 「起きてはならない最悪の事態」の設定



4. 脆弱性評価

（「最悪の事態」を回避するために行っている現行の取組を分析・評価）



5. 脆弱性の評価結果に基づき、各々の事態及び施策分野について今後必要となる施策を検討し、推進方針として整理

4-2 想定するリスク

国基本計画においては、「大規模自然災害全般」を、県計画においては、「巨大地震、豪雨、富士山火山噴火、豪雪」を想定するリスクとして設定しています。

本町においても、県計画を参考にしつつ、地理・地形、気候や社会経済等、地域の特性を踏まえて特定する自然災害は、地震（東海地震、首都直下型地震等）、豪雨・暴風（台風、ゲリラ豪雨等）、火山噴火（富士山火山噴火）、豪雪とします

【西桂町の想定される自然災害】
・ 地震 （東海地震、首都直下地震等）（複合災害も想定）
・ 豪雨・暴風 （台風、ゲリラ豪雨等）（複合災害も想定）
・ 火山噴火 （富士山噴火）（複合災害も想定）
・ 豪雪 （複合災害も想定）

（１）地震

- ① 東海地震については、発生の切迫性が指摘されており、地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、本町は地震防災対策を推進する必要がある地域として、東海地震では「東海地震に係る地震防災対策強化地域」に指定されています。
- ② 首都直下型地震については、発生の切迫性が指摘されており、発生した場合本町に及ぼす影響が大きいと予想されます。

（２）豪雨・暴風

豪雨災害については、過去の災害履歴を見ていくと、台風などの豪雨による河川の氾濫、土砂災害により大きな被害を被っていることがわかります。

（３）火山噴火（富士山火山噴火）

富士山は、1707年に噴火記録（宝永噴火）があるので、活火山です。今後、富士山で大規模な噴火が起きた場合、本町に溶岩流の流入や降灰の堆積が予想されます。

（４）豪雪

豪雪災害については、平成26年2月の豪雪で、幹線道路等が寸断され、陸の孤島となり物資の不足をきたすなど、町民の生活に大きな影響を与え、本町の雪害に対する脆弱性を痛感したところです。

4-3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」は本町の地域特性を踏まえ、以下に掲げる33のリスクシナリオとします。

事前に備えるべき目標		No.	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	市街地での建物・交通施設等の大規模な損壊や住宅密集地における火災における死傷者の発生
		1-2	公共施設、病院、学校、社会福祉施設、商業施設、観光施設等、不特定多数が集まる施設の損壊・倒壊や火災
		1-3	豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	豪雨や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
		1-5	富士山火山噴火による多数の死傷者の発生
		1-6	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-7	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる また、それが極めて困難な場合でも必要最低限な対応ができる	2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資が行き渡らない事態
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下
		2-4	想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足
		2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	交通安全施設等の損壊による重大な交通事故の多発
		3-2	交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による町行政の長期にわたる機能不全
		3-3	災害対策拠点である役場施設の倒壊等及び災害拠点機能の混乱による行政機能の大幅な低下や停止
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	防災情報伝達システム・テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・富士急行）の機能停止又は町外・県外との交通の遮断
		5-4	食料等の安定供給の停滞

6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガス等サプライチェーンの機能の停止
		6-2	長期にわたる水道の供給停止や汚水処理施設の機能停止
		6-3	地域交通ネットワークの分断
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	沿線・沿道等の建物倒壊による直感的な被害及び交通麻痺
		7-2	堰堤、水門等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を有する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	事業用地の確保、仮設住宅、仮店舗、仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

4-4 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野

国基本計画や県計画において設定された施策分野に留意しつつ、ハード・ソフト対策の適切な組み合わせや、地域社会・経済の強靱化、一体的・効果的な取組の推進などの視点を総合的に勘案し、本計画では6つの施策分野を設定します。

■ 西桂町国土強靱化地域計画における施策分野

A. 災害対策本部／行政機能／防災・消防

I. 災害対策本部

(1) 意思決定・指揮命令系統の統一

- ① 意思決定・指揮命令系統の統一
- ② 避難指示等発令判断基準の整備
- ③ 避難指示等発令判断基準の適宜見直し
- ④ 効果的な図上訓練の実施
- ⑤ 関係機関との応援・受援体制の整備充実
- ⑥ 関係機関との合同訓練の実施

(1) 情報の一元化

- ① 防災情報システム（アプリ）の運用
- ② 情報の共有
- ③ 情報共有のためのシステム等の整備

(3) 組織の見直し

- ① 組織の見直し
- ② 災害対応能力の強化

II. 行政機能

(1) 庁舎の災害対応力の強化

- ① 本庁舎の耐震化
- ② 本庁舎以外の耐震化
- ③ 公用車両の災害対応機能の強化
- ④ 自家用発電機の整備
- ⑤ 地震発生時等の業務継続体制の確立
- ⑥ 災害時における燃料確保の推進

III. 防災・消防

(1) 防災体制の強化

- ① 災害時における連絡体制の強化
- ② 勤務所属に登庁できない職員の参集場所及び業務の明確化
- ③ 非常参集体制の確立
- ④ 近隣市町村との災害協定の締結
- ⑤ 災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進
- ⑥ 災害備蓄品の確保

(2) 防災力の強化

- ① 様々な事態を想定した図上訓練等の実施
- ② 避難指示判断基準の見直し、検討
- ③ 災害関連NP0、ボランティア団体等との連携及び協働の推進
- ④ 耐震性貯水槽の整備

(3) 地域防災力の強化

- ① 各地区自主防災組織への職員派遣体制の確立
- ② 自主防災組織、人材の育成及び意識啓発
- ③ 住民主導の防災訓練の実施
- ④ 自主防災組織の充実強化及び維持
- ⑤ 自主防災組織の防災資機材の整備促進
- ⑥ 地区防災計画の作成促進

(4) 消防体制の強化

- ① 消防力等の充実強化
- ② 消防団員の確保対策等による消防団の活性化の推進

B. 住宅・都市・土地利用

I. 住宅

(1) 建築物等の耐震対策の推進

- ① 町内建築物の耐震改修促進計画の推進
- ② 空き家等対策計画の推進

(2) 被災建物等の危険度判定の実施

- ① 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

II. 都市

(1) インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進

- ① 公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進
- ② 橋の長寿命化計画により、橋梁の耐震化及び長寿命化を推進
- ③ 都市公園等施設の耐震化及び長寿命化の推進
- ④ 水道の老朽管の布設替え及び耐震化の推進
- ⑤ 下水道施設等の耐震化及び長寿命化の推進

(2) 災害に強いまちづくりの推進

- ① 狭あい道路の拡幅の推進

III. 土地利用

(1) 森林の公益的機能の維持・増進

- ① 森林の公益的機能の維持・増進

C. 保健医療・福祉・教育

I. 保健医療

(1) 災害時の医療救護・搬送体制等の整備

- ① 医療救護の広域応援体制の整備
- ② 大規模災害時医療救護マニュアルの策定

③ 防災ヘリポートの確保及び整備の推進

(2) 災害時保健医療体制の整備

① 災害時における保健師活動マニュアルの策定

② 医薬品供給体制の整備

(3) 災害時防疫体制の整備

① 災害時防疫体制の整備

II. 福祉

(1) 福祉避難所等の運営体制の充実等

① 福祉避難所運営マニュアルの策定

② 避難行動要支援者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施

③ 避難所への公的備蓄の保管促進（食料の確保）

④ 女性や子育て家庭、要配慮者に配慮した避難所運営の推進

⑤ ボランティアコーディネーターの養成の推進

⑥ 要配慮者支援マニュアル等の策定

⑦ 保育所・児童館における避難所運営体制の整備

(2) 保育所・児童館における防災対策の推進

① 保育所・児童館における避難訓練の実施

(3) 社会福祉施設の防災資機材整備

① 社会福祉施設（高齢者施設・児童福祉施設等）における防災資機材の整備促進

III. 教育

(1) 学校における防災対策の推進

① 学校の校舎、屋内運動場等建築物の耐震対策の推進

② 学校における避難訓練の実施

(2) 学校における避難所運営体制の整備

① 学校における避難所運営体制の整備

D. 産業・エネルギー

I. 産業

(1) 農村資源の保全管理活動の推進

① 農村資源の保全管理活動の推進

(2) 農産物の生産技術の普及等

① 農業者に対する経営再建資金制度の周知

(3) 鳥獣害対策の推進

① 鳥獣害対策の推進

(4) 富士山火山噴火に伴う降灰から居住地域、農地及び森林の保全

① 富士山火山噴火に伴う降灰から居住地域、農地及び森林の保全

II. エネルギー

(1) 地域の自立型エネルギー導入対策の推進等

① 住宅等への自立型電源の普及促進

(2) 防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入の推進

① 防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入の推進

E. 情報通信・交通・物流

I. 情報通信

(1) 防災・災害情報提供体制の整備

① 被災者支援情報提供体制の整備

(2) 庁舎の災害対応力の強化

① 各種システムの緊急時運用体制の確立

② 主要データ、プログラムの東海地震に係る地震防災対策強化地域外への保管及びバックアップ機能強化

(3) 被害情報の収集体制の確立

① 防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立

(4) 通信機能の強化

① 防災情報伝達システム等による情報伝達機能の強化

② 避難所等の電源確保体制の整備

(5) 高齢者、障害者に対する情報支援体制の構築

① 高齢者、障害者に対する情報支援体制の構築

II. 交通・物流

(1) 緊急物資や燃料の確保

- ① 緊急物資の調達（調達の協定）
- ② 緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築
- ③ 燃料供給ルート確保

(2) 災害時応急対策の推進

- ① 災害時における応急対策業務の協力体制の推進
- ② 災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進
- ③ 道路の点検、啓開方法マニュアルの策定及び訓練の実施
- ④ 災害時における給水協力関係の強化
- ⑤ 避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進

(3) 避難路となる幹線道路等の整備

- ① 避難路となる基幹道路、生活幹線道路の整備推進
- ② 緊急輸送道路となる幹線道路の整備
- ③ 富士山火山噴火等の災害に備えた道路網の整備

(4) 道路除排雪計画の運用

- ① 道路除排雪計画の検討・見直し

(5) 交通規制及び交通安全対策の実施

- ① 交通安全施設等の整備の推進

(6) 富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保のための体制づくり

- ① 富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保のための体制づくり

F. 国土保全・環境

I. 国土保全

(1) 土砂災害対策の推進

- ① 治山事業による土砂災害対策の着実な推進
- ② 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

(2) 水防対策の推進

- ① 水防訓練の実施
- ② 水防用資機材の備蓄

(3) 洪水被害等を防止する排水施設の整備

- ① 洪水被害等を防止する排水施設の整備

II. 環境

(1) 災害廃棄物処理体制の整備

- ① 災害廃棄物の処理体制の整備

(2) 大気汚染物質の測定

- ① 大気汚染物質の測定

リスクシナリオと施策分野の相関（マトリクス）

事前に備えるべき目標		№	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	強靱化施策分野 ※丸数字は推進施策の番号に対応しています。														
				A.行政機能/防災・消防			B.住宅・都市・土地利用			C.保健医療・福祉・教育			D.産業・エネルギー		E.情報通信・交通・物流		F.国土保全・環境	
				Ⅰ. 災害対策本部	Ⅱ. 行政機能	Ⅲ. 防災・消防	Ⅰ. 住宅	Ⅱ. 都市	Ⅲ. 土地利用	Ⅰ. 保健医療	Ⅱ. 福祉	Ⅲ. 教育	Ⅰ. 産業	Ⅱ. エネルギー	Ⅰ. 情報通信	Ⅱ. 交通・物流	Ⅰ. 国土保全	Ⅱ. 環境
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	市街地での建物・交通施設等の大規模な損壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	(1)-⑤・(1)-⑥ (2)-①・(2)-② (2)-③		(1)-⑤・(3)-③ (3)-④	(1)-①・(1)-② (2)-①	(1)-①・(1)-② (2)-①			(1)-⑦	(2)-①			(3)-①	(2)-②・(2)-④		
		1-2	公共施設、病院、学校、社会福祉施設、商業施設、観光施設等、不特定多数が集まる施設の損壊・倒壊や火災		(1)-①・(1)-②			(1)-①・(1)-③			(2)-①	(1)-①・(1)-②			(5)-①			
		1-3	豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	(1)-②・(1)-③		(1)-④・(2)-②					(1)-⑥				(3)-①	(2)-①	(2)-①・(2)-② (3)-①	
		1-4	豪雨や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	(1)-②・(1)-③ (1)-⑤・(1)-⑥ (2)-①・(2)-② (2)-③		(3)-②・(3)-⑥								(3)-①・(4)-①	(4)-①			
		1-5	富士山火山噴火による多数の死傷者の発生	(1)-⑤・(1)-⑥							(4)-①			(2)-⑤・(3)-③ (6)-①				
		1-6	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生	(1)-②・(1)-③										(3)-①		(1)-①・(1)-②		
		1-7	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	(1)-②・(1)-③ (2)-①・(2)-② (2)-③	(1)-③	(2)-①								(1)-①・(3)-① (4)-①				
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる また、それが極めて困難な場合でも必要最低限な対応ができる	2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資が行き渡らない事態	(1)-⑤・(1)-⑥	(1)-⑥	(1)-⑤・(2)-④		(1)-②・(1)-④ (1)-⑤		(2)-②	(1)-①・(1)-③ (3)-①			(3)-①	(1)-①・(1)-② (2)-①・(2)-③ (2)-④・(3)-① (4)-①	(1)-①・(1)-② (3)-①		
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	(1)-⑤・(1)-⑥	(1)-⑥			(1)-②	(1)-①					(3)-①	(1)-①・(1)-② (3)-①・(4)-①	(1)-①・(1)-② (3)-①		
		2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下	(1)-⑤・(1)-⑥		(4)-①		(1)-②・(1)-③	(1)-①・(1)-② (1)-③					(3)-①	(3)-①	(3)-①		
		2-4	想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足	(2)-①・(2)-② (2)-③		(1)-⑥							(2)-①	(3)-①				
		2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	(1)-⑤・(1)-⑥	(1)-⑥								(2)-①	(3)-①	(1)-③			
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生						(2)-①・(3)-①					(3)-①				
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	(1)-⑤・(1)-⑥					(1)-①・(1)-② (2)-①・(2)-② (3)-①	(1)-②・(1)-③ (1)-④								
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	交通安全施設等の損壊による重大な交通事故の多発												(5)-①			
		3-2	交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による町行政の長期にわたる機能不全	(1)-④・(1)-⑤ (3)-②		(1)-①・(1)-② (1)-③												
		3-3	災害対策拠点である役場施設の倒壊等及び災害拠点機能の混乱による行政機能の大幅な低下や停止	(1)-①・(3)-① (3)-③	(1)-①・(1)-② (1)-④・(1)-⑤	(2)-④・(3)-①						(2)-①	(2)-①・(2)-②					
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	(1)-②・(1)-③ (2)-①・(2)-② (2)-③								(2)-①	(3)-①・(4)-①					
		4-2	防災情報伝達システム・テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	(1)-②・(1)-③ (2)-①・(2)-② (2)-③										(3)-①・(4)-①				
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産												(3)-②			
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	(1)-⑤・(1)-⑥											(1)-③			
		5-3	基幹的交通ネットワーク(中央自動車道・富士急行)の機能停止又は町外・県外との交通の遮断	(1)-⑤・(1)-⑥											(1)-①・(1)-③ (2)-⑤・(3)-① (3)-③・(6)-①	(1)-②		
		5-4	食料等の安定供給の停滞	(1)-⑤・(1)-⑥		(1)-⑥									(1)-①・(1)-②			
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPガス等サプライチェーンの機能の停止									(1)-①	(4)-②					
		6-2	長期にわたる水道等の供給停止や汚水処理施設の機能停止	(1)-⑤・(1)-⑥				(1)-④・(1)-⑤							(2)-④			
		6-3	地域交通ネットワークの分断	(1)-⑤・(1)-⑥											(2)-①・(2)-③ (3)-①・(4)-①	(3)-①		
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	沿線・沿道の建物倒壊による直感的な被害及び交通麻痺	(2)-①・(2)-② (2)-③			(2)-①							(3)-①				
		7-2	堰堤、水門等の損壊・機能不全による二次災害の発生											(3)-①		(1)-①・(1)-②		
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出														(2)-①	
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大					(1)-①			(1)-①・(2)-① (3)-①				(1)-①			
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を有する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	(1)-⑤・(1)-⑥										(2)-①		(1)-①		
		8-2	復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	(1)-⑤・(1)-⑥		(2)-③・(3)-② (3)-⑤・(3)-⑥ (4)-②			(1)-②・(1)-④ (1)-⑤									
		8-3	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	(1)-⑤・(1)-⑥				(1)-①		(1)-①・(1)-②	(1)-②・(1)-④ (1)-⑤				(2)-①・(2)-② (2)-④			

4-6 リスクシナリオごとの脆弱性評価

33項目のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）に関して、本町が実施している関連施策・事業の進捗状況や課題から、リスクシナリオの回避に必要な事項等について分析・評価を行いました。

事前に備えるべき目標	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
リスクシナリオ	1-1 市街地での建物・交通施設等の大規模な損壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
評価ポイント	○住宅・建築物の更なる耐震対策の促進が必要 ○橋梁の更なる耐震対策及び長寿命化の促進、狭い道路の拡幅促進が必要 ○災害に対する備えの重要性の啓発や、地域の防災活動への参加促進が必要 ○学校や保育所、児童館における避難所運営体制の整備が必要 ○災害時に備えた民間企業等との協定締結の促進が必要 ○防災無線等による被害情報収集体制の確立が必要
脆弱性評価結果	●関係機関との応援・受援体制の整備充実【総務課】 ・大規模災害発生時には、町内において多数の死傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、本町では通常業務を停止し、応急対策業務を優先することとなりますが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応できなくなる可能性があります。このため、国からの支援に加え、市町村間では相互応援協定を締結し、他の自治体から支援を受けることとしていますが、支援を円滑に進めるためには、支援側である国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援体制の整備充実が必要です。 ●関係機関との合同訓練の実施【総務課】 ・大規模災害時に迅速な救助・救急活動、早期の道路啓開や迅速な物資供給等が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、関係機関との合同訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要があります。 ●防災情報システム（アプリ）の運用【総務課】 ・災害時の消防団員等への情報伝達方式を確保するため、防災情報システム（アプリ）を構築していますが、職員や消防団員が平時からアプリを使いこなすための運用体制の構築とアプリの機能を最大限に生かすための活用が必要です。 ●情報の共有【総務課】 ・災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害の状況等を共有する必要があります。情報共有手段としては、防災情報システム（アプリ）の他、スマートフォン及び携帯電話等、複数の手段を確保する必要があります。 ●情報共有のためのシステム等の整備【総務課】 ・災害時に関係機関と連携した応急対策を迅速に行うために、情報共有、意思決定を円滑にする通信機器やシステムの整備が必要です。 ●災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進【総務課】 ・災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業と協定の締結を行い連携の強化を図っています。引き続き連携の強化を図る必要があります。 ●住民主導の防災訓練の実施【総務課】 ・令和元年度総合防災訓練においては、各自主防災組織主導で訓練を行いました。引き続き住民主導の訓練を行っていく必要があります。 ●自主防災組織の充実強化及び維持【総務課】 ・毎年、自主防災組織の充実強化として補助金を助成しています。また地区防災計画策定に向けて研修や説明会を実施しています。引き続き実施していく必要があります。 ●町内建築物の耐震改修促進計画の推進【建設水道課】 ・平成31年3月に耐震促進計画を改訂済みです。計画に基づき、耐震診断及び耐震改修等を促進する必要があります。

※【】内は
主な関係課

脆弱性 評価結果 ※【】内は 主な関係課	●空き家等対策計画の推進【総務課】 ・平成30年3月に空き家等対策計画を策定。適切な管理がされない空き家は、放置期間が延びるほど損傷が増えていき、倒壊や火災など周辺住民の日常生活を脅かす危険性があり、町内全域の空き家の把握、特定空き家の認定等に努める必要があります。 ●被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施【建設水道課】 ・毎年、山梨県及び各市町村が参加し、応急危険度判定士出動要請訓練を実施しています。今後は、災害時に使用する応急危険度判定街区マップの作成（デジタル版）が必要になります。 ●公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進【建設水道課】 ・公営住宅については、長寿命化対策として外壁改修・屋上防水等について計画的に実施しています。今後は、町内外問わず被災者の受け入れを鑑み、内部改善事業を検討する必要があります。 ●橋の長寿命化計画により、橋梁の耐震化及び長寿命化を推進【建設水道課】 ・平成23年度策定（令和元年度改訂）の橋の長寿命化計画により、橋梁修繕及び耐震化を実施しています。全管理橋42橋のうち主要12橋において耐震化及び修繕を優先して進めていますが、令和元年度末現在9橋の耐震化が終了しています。引き続き主要橋を優先的に全管理橋梁の耐震化及び長寿命化修繕を進める必要があります。 ●狭あい道路の拡幅の推進【建設水道課】 ・住宅地内の道路整備として、県道富士吉田西桂線事業が進行していますが、災害時を想定し、池ノ頭2号線を新県道へ接続する事業を展開しています。その他においても緊急避難路への接続路線を中心とした路線網の構築を図る必要があります。 ・災害危険箇所である下暮地河原地区への新橋を設置する事業も展開しており、これに合わせて避難路の道路改良を図る必要があります。その他災害危険箇所においても避難路としての道路改良を効率的に行う必要があります。 ●保育所・児童館における避難所運営体制の整備【保育所・子育て支援室】 ・保育所、児童館については保護者への引き渡しが原則ですが、迎えに来られない子ども達の明確な避難場所がありません。きずな未来館で受け入れを行うか検討していく必要があります。 ●学校における避難所運営体制の整備【教育委員会】 ・小中学校において、学校で作成する危機管理マニュアルの中で、学校が避難所となった場合の避難所運営の対応方法を学校独自で定めています。今後は、町内小中学校の防災設備の使用手法や防災備蓄の保管状況等についての資料の作成を行っていく必要があります。 ●防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立【総務課】 ・災害時に無線機、防災衛星電話を活用できるように平時の訓練を充実させる必要があります。また自主防災組織との被害情報の収集体制についても検討し訓練の必要があります。 ●災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進【総務課】 ・応急仮設住宅の候補地が少ないため、新たな候補地の発掘を行う必要があります。民間住宅借上げ型応急仮設住宅については、県の実施要領に従って実施することになっています。今後は事務処理手順や県との連絡体制の確認を行う必要があります。 ●災害時における給水協力関係の強化【建設水道課】 ・「災害時における水道施設の応急措置等の協力に関する協定書」を町と西桂町水道指定工事店組合との間で令和2年度より締結する予定です。
--	--

リスクシナリオ	1-2 公共施設、病院、学校、社会福祉施設、商業施設、観光施設等、不特定多数が集まる施設の損壊・倒壊や火災
評価ポイント	○公共施設の更なる耐震対策の促進が必要 ○学校・保育所・児童館における避難訓練の実施など、防災教育や啓発が必要 ○高齢者、障害者等に対する情報支援体制の構築が必要
脆弱性 評価結果 ※【】内は 主な関係課 脆弱性 評価結果 ※【】内は 主な関係課	●本庁舎の耐震化【総務課・企画財政課】 ・今後予想される地震災害に対して、必要な耐震性の確保を図るため、「西桂町公共施設個別施設計画」において、「現庁舎では耐震補強工事では対応に限度があり、充実した役場庁舎整備を行うことができない」とした評価に基づき、耐震性のない公共施設の解体・本庁舎への統合、耐震性のない本庁舎の改築を推進する必要があります。 ●本庁舎以外の耐震化【総務課・企画財政課】 ・建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して「西桂町公共施設等総合管理計画」（平成28年度）に基づき、耐震性のない町有建物の耐震改修などを行い、耐震化を図ってきました。耐震性のない公共施設については長寿命化を図りつつ、本庁舎の改築・統合を推進する必要があります。 ●公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進【建設水道課】 ・公営住宅については、外壁改修・屋上防水等について計画的に実施しており、令和元年度をもって全団地の外部修繕が終了していますが、令和2年度作成の計画改訂版により、引き続き計画的な修繕を実施していきます。町内外問わず被災者の受け入れを鑑み、内部改善事業を検討する必要があります。 ●都市公園等施設の耐震化及び長寿命化の推進【建設水道課】 ・公園施設においては、大きな施設が少ないことから、細かい点検を続けることにより異変をいち早く察知し、的確な修繕を行うことにより長寿命化を図る必要があります。 ●保育所・児童館における避難訓練の実施【保育所・子育て支援室】 ・災害時において、幼児・児童が安全に落ち着いて避難できるよう、毎月地震や火災を想定した避難訓練・保護者引き渡し訓練を実施しています。またミニ消防車けし丸号による放水体験、防災教室など消防署の協力を得て、引き続き子ども達の安全確保のため、継続して取り組みを行います。避難訓練に関して教育委員会（子育て支援室・小中学校）との合同訓練を行う必要があります。【保育所】 ・児童館（学童クラブ）防災マニュアルを基に、災害時の児童・保護者の安全確保を優先に迅速に対応できるよう、毎月の避難訓練計画を策定、実施しています。施設内教育委員会職員の協力を得て、通報機・防火扉等の操作・動線確保の確認を実施しています。避難訓練に関して教育委員会（小中学校・保育所）との合同訓練を行う必要があります。【子育て支援室】 ●学校の校舎、屋内運動場等建築物の耐震対策の推進【教育委員会】 ・平成18年度末までに耐震診断を行い、学校の校舎・小学校食堂・屋内運動場は耐震化率100%となっています。また、吊り天井を有する小学校食堂についても改修を行いました。学校施設は避難所に指定されているため、日頃から非構造部材の点検を行っています。 ●学校における避難訓練の実施【教育委員会】 ・児童生徒を安全に避難させるため、引き渡し訓練や避難訓練を実施しています。また、日々、児童生徒の意識の向上や、より安全な対策について検討を行っています。今後も、児童生徒の安全確保のため、避難訓練を継続していきますが、保育所、小学校及び中学校に子どもが在籍する保護者もいるため、合同訓練の取り組みを行う必要があります。 ●高齢者・障害者に対する情報支援体制の構築【福祉保健課】 ・要配慮者名簿の整備を行い、その運用方法について検討していく中で、地域における支援者との連携や登録されている高齢者・障害者（児）の個別支援体制について検討していく必要があります。 ・高齢者や障害者等に災害避難情報が伝達しやすくするための防災情報伝達シス

	テムの整備をすることや災害弱者に対する支援を迅速に行うための要配慮者名簿のシステム化を早急に図ることが必要です。視覚障害者に対する介助ボランティアや聴覚障害者に対する手話通訳者の確保を図る必要があります。
--	---

リスクシナリオ	1-3 豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
評価ポイント	○避難勧告及び避難指示判断基準の見直し・検討が必要 ○要配慮者支援マニュアル等の策定が必要 ○避難者の救助体制や水防用資機材の備蓄、情報伝達手段の確保が必要
脆弱性 評価結果 ※【】内は 主な関係課	●避難指示等発令判断基準の整備【総務課】 - 風水害における避難指示等の発令の遅れによる水害や土砂災害の犠牲者を発生させないため、明確な発令判断基準を整備するとともに、住民の早期避難に関する意識を向上させる必要があります。 ●避難指示等発令判断基準の適宜見直し【総務課】 - 避難指示等の具体的な発令判断基準については、実災害や国のガイドライン等に応じて適宜見直しを行いながら、住民の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があります。 ●近隣市町村との災害協定の締結【総務課】 - 大規模な災害が発生した場合に相互応援ができる体制づくりとして、富士北麓地域、環富士山地域と協定を締結しています。 ●避難指示判断基準の見直し・検討【総務課】 - 明確な基準を設けていないので、避難指示判断マニュアル等を策定する必要があります。 ●要配慮者支援マニュアル等の策定【福祉保健課】 - 要配慮者支援マニュアルの策定を行い、要配慮者支援の充実に向け取り組んでいくとともに、災害対応の強化を図っていく必要があります。福祉避難所運営マニュアルを整備するため、運営訓練等を通じて適切な運用や適宜の見直しを行っていくことが必要です。 ●防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立【総務課】 - 災害時に無線機、防災衛星電話を活用できるように平時の訓練を充実させる必要があります。また自主防災組織との被害情報の収集体制についても検討し訓練の必要があります。 ●災害時における応急対策業務の協力体制の推進【総務課】 - 災害時の迅速な被害情報収集や円滑な応急対策業務の確立のため、トラック協会や山梨県建築士会などと協定を締結しています。今後は、町内の事業所と迅速な連携が取れるように協定を締結していきます。 ●水防訓練の実施【総務課】 - 土のう作成などを総合防災訓練時に実施していますが、実践的な水防訓練を実施していく必要があります。 ●水防用資機材の備蓄【総務課】 - 町防災倉庫に土のう、スコップ、ビニールシート等を備蓄していますが、今後、排水ポンプ等の整備を考える必要があります。 ●洪水被害等を防止する排水施設の整備【建設水道課】 - 排水対策として、白山川があり維持管理を続けています。比較的新しい設備であるため大きな劣化は見受けられませんが、引き続き維持管理を適度に行う必要があります。その他排水対策施設は1級河川になるため、不具合等あれば県へ修繕要望をしていきます。

リスクシナリオ	1-4 豪雨や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
評価ポイント	○自主防災組織、人材の育成、地区防災計画の作成促進が必要 ○町民への適切な災害情報の伝達が必要
脆弱性 評価結果	●避難指示等発令判断基準の整備【総務課】 - 風水害における避難指示等の発令の遅れによる水害や土砂災害の犠牲者を発生させないため、明確な発令判断基準を整備するとともに、住民の早期避難に関する意識を向上させる必要があります。 ●避難指示等発令判断基準の適宜見直し【総務課】 - 避難指示等の具体的な発令判断基準については、実災害や国のガイドライン等に応じて適宜見直しを行いながら、住民の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があります。 ●関係機関との応援・受援体制の整備充実【総務課】 - 大規模災害発生時には、町内において多数の死傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、本町では通常業務を停止し、応急対策業務を優先することとなりますが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応できなくなる可能性があります。このため、国からの支援に加え、市町村間では相互応援協定を締結し、他の自治体から支援を受けることとしていますが、支援を円滑に進めるためには、支援側である国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援体制の整備充実が必要です。 ●関係機関との合同訓練の実施【総務課】 - 大規模災害時に迅速な救助・救急活動、早期の道路啓開や迅速な物資供給等が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、関係機関との合同訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要があります。 ●防災情報システム（アプリ）の運用【総務課】 - 災害時の消防団員等への情報伝達方式を確保するため、防災情報システム（アプリ）を構築していますが、職員や消防団員が平時からアプリを使いこなすための運用体制の構築とアプリの機能を最大限に生かすための活用が必要です。 ●情報の共有【総務課】 - 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害の状況等を共有する必要があります。情報共有手段としては、防災情報システム（アプリ）の他、スマートフォン及び携帯電話等、複数の手段を確保する必要があります。 ●情報共有のためのシステム等の整備【総務課】 - 災害時に関係機関と連携した応急対策を迅速に行うために、情報共有、意思決定を円滑にする通信機器やシステムの整備が必要です。 ●自主防災組織、人材の育成及び意識啓発【総務課】 - 防災リーダーを各地区に配置しています（令和2年4月1日現在10名）。区長などの自主防災組織のリーダーが1年任期となる中で、地区の防災についてアドバイスをいただいています。引き続き、人材育成に努めていく必要があります。 ●地区防災計画の作成促進【総務課】 - 地区防災計画策定に向けて県が主催する防災研修等の参加を促しています。今後は、実際に策定に向けて促進していく必要があります。 ●防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立【総務課】 - 災害時に無線機、防災衛星電話を活用できるように平時の訓練を充実させる必要があります。また自主防災組織との被害情報の収集体制についても検討し訓練の必要があります。 ●防災情報伝達システム等による情報伝達機能の強化【総務課】 - 防災情報伝達体制の強化を図るため、全世帯に防災ラジオを整備しています。今後、新しい情報伝達手段を導入するにあたり、スマートフォン等を用いた、今と同等以上の情報伝達体制の構築を図ります。 ●道路除排雪計画の検討・見直し【建設水道課】 - 主要幹線道路管理者である国・県と連携した除排雪計画のほか、町内の除排雪作業が可能な業者の実情を反映した計画を策定する必要があります。

脆弱性
評価結果

※【】内は
主な関係課

リスクシナリオ	1-5 富士山火山噴火による多数の死傷者の発生
評価ポイント	○国や県、近隣市町村、民間団体等との連携が必要 ○富士山火山噴火等の災害に備えた道路網の整備が必要
脆弱性 評価結果 ※【】内は 主な関係課	●関係機関との応援・受援体制の整備充実【総務課】 ・大規模災害発生時には、町内において多数の死傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、本町では通常業務を停止し、応急対策業務を優先することとなりますが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応できなくなる可能性があります。このため、国からの支援に加え、市町村間では相互応援協定を締結し、他の自治体から支援を受けることとしていますが、支援を円滑に進めるためには、支援側である国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援体制の整備充実が必要です。 ●関係機関との合同訓練の実施【総務課】 ・大規模災害時に迅速な救助・救急活動、早期の道路啓開や迅速な物資供給等が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、関係機関との合同訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要があります。 ●富士山火山噴火に伴う降灰から居住地域、農地及び森林の保全【産業振興課】 ・災害発生後にいち早く復旧復興に資するため、老朽化した農業用排水施設の整備や、地域ぐるみの協働活動による保全管理を推進します。また、森林の公益的機能を高度に発揮させるため、地域コミュニティと連携した森林整備・保全活動を推進する必要があります。 ●避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進【総務課】 ・広域避難について中央市、昭和町と協定を締結しています。今後は、輸送等の対応について民間団体と協定を締結していく必要があります。 ●富士山火山噴火等の災害に備えた道路網の整備【建設水道課】 ・地域住民や富士山を訪れる観光客などの避難誘導、救援や物資輸送等を円滑に行うため、避難路や緊急輸送路となる幹線道路や生活道路等の整備を推進しています。しかし、未整備の箇所も多く、災害時の非常事態に対応した交通の確保が課題であることから、引き続き富士山噴火や豪雨・豪雪等の災害時に当該地域からの避難・救援路となる道路網の整備を推進していく必要があります。また、老朽化対策として、既存道路の改修などを推進していく必要があります。 ●富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保のための体制づくり【建設水道課】 ・近隣市町村との広域的な避難交通ネットワークを構築する必要があります。

リスクシナリオ	1-6 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
評価ポイント	○土砂災害対策の推進や、町民への適切な災害情報の伝達が必要
脆弱性 評価結果 ※【】内は 主な関係課	●避難指示等発令判断基準の整備【総務課】 ・風水害における避難指示等の発令の遅れによる水害や土砂災害の犠牲者を発生させないため、明確な発令判断基準を整備するとともに、住民の早期避難に関する意識を向上させる必要があります。 ●避難指示等発令判断基準の適宜見直し【総務課】 ・避難指示等の具体的な発令判断基準については、実災害や国のガイドライン等に応じて適宜見直しを行いながら、住民の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があります。 ●防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立【総務課】 ・災害時に無線機、防災衛星電話を活用できるように平時の訓練を充実させる必要があります。また自主防災組織との被害情報の収集体制についても検討し訓練の必要があります。 ●治山事業による土砂災害対策の推進【建設水道課・産業振興課】 ・毎年、山梨県と町担当職員による「山地災害防止パトロール」を実施し、危険箇所の確認を行っています。必要な箇所について、県に要望し実施してきましたが、引き続き県に要望し、実施する必要があります。また、小規模な治山工事は町で実施します。 ●土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進【建設水道課】 ・土砂災害を未然に防ぐための砂防施設を県で整備を実施しています。今後も必要な箇所の整備を要望していく必要があります。

リスクシナリオ	1-7 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
評価ポイント	○迅速かつ的確な災害情報の収集体制の確保が必要 ○災害に応じた多様な情報伝達手段の確立、通信設備の充実が必要
脆弱性 評価結果	●避難指示等発令判断基準の整備【総務課】 - 風水害における避難指示等の発令の遅れによる水害や土砂災害の犠牲者を発生させないため、明確な発令判断基準を整備するとともに、住民の早期避難に関する意識を向上させる必要があります。 ●避難指示等発令判断基準の適宜見直し【総務課】 - 避難指示等の具体的な発令判断基準については、実災害や国のガイドライン等に応じて適宜見直しを行いながら、住民の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があります。 ●防災情報システム（アプリ）の運用【総務課】 - 災害時の消防団員等への情報伝達方式を確保するため、防災情報システム（アプリ）を構築していますが、職員や消防団員が平時からアプリを使いこなすための運用体制の構築とアプリの機能を最大限に生かすための活用が必要です。 ●情報の共有【総務課】 - 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害の状況等を共有する必要があります。情報共有手段としては、防災情報システム（アプリ）の他、スマートフォン及び携帯電話等、複数の手段を確保する必要があります。 ●情報共有のためのシステム等の整備【総務課】 - 災害時に関係機関と連携した応急対策を迅速に行うために、情報共有、意思決定を円滑にする通信機器やシステムの整備が必要です。 ●公用車両の災害対応機能の強化【総務課】 - 災害発生時に給油困難が予測されることから、公用車両について平常時から1/2を下回る前に給油を実施しています。また、災害発生時、公用車を救護や交通整理等に活用できるよう、防災用品や誘導灯などの整備を検討する必要があります。 ●様々な事態を想定した図上訓練等の実施【総務課】 - 総合防災訓練時に図上訓練を実施していますが、より実践的な図上訓練を実施していく必要があります。役場職員、住民を含めた訓練の必要があります。 ●被災者支援情報提供体制の整備【総務課】 - 防災用のノートパソコンを庁舎内に配備しています。訓練を行い、災害時に対応できるようにする必要があります。災害発生時に住民検索ができるシステム及び管理端末の他に、避難所名簿など被災者支援情報提供体制システムの整備を検討する必要があります。 ●防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立【総務課】 - 災害時に無線機、防災衛星電話を活用できるように平時の訓練を充実させる必要があります。また自主防災組織との被害情報の収集体制についても検討し訓練の必要があります。 ●防災情報伝達システム等による情報伝達機能の強化【総務課】 - 防災情報伝達体制の強化を図るため、全世帯に防災ラジオを整備しています。今後、新しい情報伝達手段を導入するにあたり、スマートフォン等を用いた、今と同等以上の情報伝達体制の構築を図ります。

※【】内は
主な関係課

事前に備えるべき目標	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる また、それが極めて困難な場合でも必要最低限な対応ができる
リスクシナリオ	2-1 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資が行き渡らない事態
評価ポイント	○食料・飲料水・医薬品・生活必需品・燃料等の計画的な現物備蓄、緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築、関係機関・民間事業者等との防災協定締結の強化が必要 ○県等と連携した緊急輸送体制の整備や、緊急輸送道路などの道路ネットワークの計画的な整備・維持管理が必要 ○水道・下水道施設の耐震化などが必要
脆弱性評価結果	●関係機関との応援・受援体制の整備充実【総務課】 ・大規模災害発生時には、町内において多数の死傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、本町では通常業務を停止し、応急対策業務を優先することとなりますが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応できなくなる可能性があります。このため、国からの支援に加え、市町村間では相互応援協定を締結し、他の自治体から支援を受けることとしていますが、支援を円滑に進めるためには、支援側である国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援体制の整備充実が必要です。 ●関係機関との合同訓練の実施【総務課】 ・大規模災害時に迅速な救助・救急活動、早期の道路啓開や迅速な物資供給等が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、関係機関との合同訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要があります。 ●災害時における燃料確保の推進【総務課】 ・発災時の燃料確保について、現状では燃料を確保するための協定を締結していないため、今後はLPガス協会や町内のガソリンスタンド等の燃料供給業者と協定を締結する必要があります。 ●災害備蓄品の確保【総務課】 ・災害時の被災者への圧縮毛布・備蓄食料を確保するため計画的に順次購入しています。引き続き、必要な物品の備蓄に努めていく必要があります。 ●耐震性貯水槽の整備の推進【総務課】 ・地域の要望等を踏まえ、町有地等への耐震性貯水槽の整備に努める必要があります。 ●橋の長寿命化計画により、橋梁の耐震化及び長寿命化を推進【建設水道課】 ・平成23年度策定（令和元年度改訂）の橋の長寿命化計画により、橋梁修繕及び耐震化を実施しています。全管理橋42橋のうち主要12橋において耐震化及び修繕を優先して進めていますが、令和元年度末現在9橋の耐震化が終了しています。引き続き主要橋を優先的に全管理橋梁の耐震化及び長寿命化修繕を進める必要があります。 ●水道の老朽管の布設替え及び耐震化の推進【建設水道課】 ・平成27年度の工事で石綿管の布設替えが完了し、今後は耐用年数が経過する古い管から計画的に耐震性のある管種に布設替えを実施していくため、年次計画を作成する必要があります。 ●下水道施設等の耐震化及び長寿命化の推進【建設水道課】 ・下水道施設の耐震化については、当初より管渠の耐震化を図っています。また定期的な調査・修繕により、管渠・マンホールの長寿命化を図っています。 ●医薬品供給体制の整備【福祉保健課】 ・災害時の備えとして、医療救護所の医薬品や医薬器材を備蓄しており、毎年医薬品の期限等を確認することで、随時入れ替えを行います。住民に対しては、各家庭での常備薬の備蓄や処方薬の管理についての啓発を行っていく必要があります。また、県（保健所）、医師会などの関係団体と連携していく必要があります。

※【】内は
主な関係課

脆弱性 評価結果 ※【】内は 主な関係課	す。さらに、感染症に特化したマスク、防護服及び消毒液等の備蓄も図っていく必要があります。 ●福祉避難所運営マニュアルの策定【福祉保健課】 ・感染症対策も考慮した福祉避難所運営体制を整え、迅速な対応、適切な運営が可能となるよう、福祉避難所運営マニュアルの策定に取り組んでいく必要があります。また、従事者の運営訓練等を通じて適切な運用や適宜の見直しを行っていく必要があります。 ●避難所への公的備蓄の保管促進（食料の確保）【総務課・福祉保健課】 ・避難所への公的備蓄については、計画的に備蓄を進めています。今後も、備蓄食料等の保管推進に取り組んでいく必要があります。様々な避難者に対する必要な備蓄品の確保を促進する必要があります。 ●社会福祉施設（高齢者施設・児童福祉施設等）における防災資機材の整備推進【福祉保健課】 ・社会福祉施設（高齢者施設・児童福祉施設等）における防災資機材については、管理点検等を実施する中、資機材確保を図っています。今後も、資機材充実に向け取り組んでいく必要があります。 ●防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立【総務課】 ・災害時に無線機、防災衛星電話を活用できるように平時の訓練を充実させる必要があります。また自主防災組織との被害情報の収集体制についても検討し訓練の必要があります。 ●緊急物資の調達（調達の協定）【総務課】 ・災害発生時の緊急物資の調達については、民間企業等と協定を結び、緊急物資の確保に努めています。引き続き、民間企業等との協定を結んでいく必要があります。 ●緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築【総務課】 ・他市町村等から搬送される救護物資又は調達した物資は、役場庁舎や町防災倉庫に集積します。物資が大量である場合の集積場所を選定する必要があります。 ●災害時における応急対策業務の協力体制の推進【総務課】 ・災害時の迅速な被害情報収集や円滑な応急対策業務の確立のため、トラック協会や山梨県建築士会などと協定を締結しています。今後は、町内の事業所と迅速な連携が取れるように協定を締結していきます。 ●道路の点検、啓開方法マニュアルの策定及び訓練の実施【建設水道課】 ・災害時の応急点検マニュアルを策定し、訓練を実施する必要があります。 ●災害時における給水協力関係の強化【建設水道課】 ・「災害時における水道施設の応急措置等の協力に関する協定書」を町と西桂町水道指定工事店組合との間で令和2年度より締結する予定です。 ●避難路となる基幹道路、生活幹線道路の整備推進【建設水道課】 ・広域的な避難路、国道県道を中心にした道路網を確保する必要があります。 ●道路除排雪計画の検討・見直し【建設水道課】 ・主要幹線道路管理者である国、県と連携した除排雪計画のほか、町内の除排雪作業が可能な業者の実情を反映した計画を策定する必要があります。 ●治山事業による土砂災害対策の推進【建設水道課・産業振興課】 ・毎年、山梨県と町担当職員による「山地災害防止パトロール」を実施し、危険箇所の確認を行っています。必要な箇所について、県に要望し実施してきましたが、引き続き県に要望し、実施する必要があります。また、小規模な治山工事は町で実施します。 ●土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進【建設水道課】 ・土砂災害を未然に防ぐための砂防施設を県で整備を実施しています。今後も必要な箇所の整備を要望していく必要があります。 ●洪水被害等を防止する排水施設の整備【建設水道課】 ・排水対策として、白山川があり維持管理を続けています。比較的新しい設備であるため大きな劣化は見受けられませんが、引き続き維持管理を適度に行う必要があります。その他排水対策施設は1級河川になるため、不具合等あれば県へ修繕要望をしていきます。
--	---

リスクシナリオ	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
評価ポイント	○県等と連携した緊急輸送体制の整備や、緊急輸送道路などの道路ネットワークの計画的な整備・維持管理が必要 ○土砂災害対策や洪水被害を防止する排水対策の整備が必要
脆弱性 評価結果	●関係機関との応援・受援体制の整備充実【総務課】 ・大規模災害発生時には、町内において多数の死傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、本町では通常業務を停止し、応急対策業務を優先することとなりますが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応できなくなる可能性があります。このため、国からの支援に加え、市町村間では相互応援協定を締結し、他の自治体から支援を受けることとしていますが、支援を円滑に進めるためには、支援側である国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援体制の整備充実が必要です。 ●関係機関との合同訓練の実施【総務課】 ・大規模災害時に迅速な救助・救急活動、早期の道路啓開や迅速な物資供給等が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、関係機関との合同訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要があります。 ●災害時における燃料確保の推進【総務課】 ・発災時の燃料確保について、現状では燃料を確保するための協定を締結していないため、今後はLPガス協会や町内のガソリンスタンド等の燃料供給業者と協定を締結する必要があります。 ●橋の長寿命化計画により、橋梁の耐震化及び長寿命化を推進【建設水道課】 ・平成23年度策定（令和元年度改訂）の橋の長寿命化計画により、橋梁修繕及び耐震化を実施しています。全管理橋42橋のうち主要12橋において耐震化及び修繕を優先して進めています。令和元年度末現在9橋の耐震化が終了しています。引き続き主要橋を優先的に全管理橋梁の耐震化及び長寿命化修繕を進める必要があります。 ●森林の公益的機能の維持・増進【産業振興課】 ・森林の荒廃による水源涵養機能の低下や土砂災害等を未然に防ぐため、国庫補助金と森林環境譲与税を財源とした森林整備（間伐、植栽等）が行われています。今後もこれらの事業を継続し実施していく必要があります。 ●防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立【総務課】 ・災害時に無線機、防災衛星電話を活用できるように平時の訓練を充実させる必要があります。また自主防災組織との被害情報の収集体制についても検討し訓練の必要があります。 ●緊急物資の調達（調達の協定）【総務課】 ・災害発生時の緊急物資の調達については、民間企業等と協定を結び、緊急物資の確保に努めています。引き続き、民間企業等との協定を結んでいく必要があります。 ●緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築【総務課】 ・他市町村等から搬送される救援物資、または調達した物資は、役場庁舎や町防災倉庫に集積します。物資が大量である場合の集積場所を選定する必要があります。 ●避難路となる基幹道路、生活幹線道路の整備推進【建設水道課】 ・広域的な避難路である国道、県道を中心とした道路網を確保する必要があります。 ●道路除排雪計画の検討・見直し等【建設水道課】 ・主要幹線道路管理者である国、県と連携した除排雪計画のほか、町内の除排雪作業が可能な業者の実情を反映した計画を策定する必要があります。 ●治山事業による土砂災害対策の推進【建設水道課・産業振興課】 ・毎年、山梨県と町担当職員による「山地災害防止パトロール」を実施し、危険箇所の確認を行っています。必要な箇所について、県に要望し実施してきましたが、引き続き県に要望し、実施する必要があります。また、小規模な治山工事は町で実施します。

※【】内は
主な関係課

	●土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進【建設水道課】 ・土砂災害を未然に防ぐための砂防施設を県で整備を実施しています。今後も必要な箇所の整備を要望していく必要があります。 ●洪水被害等を防止する排水施設の整備【建設水道課】 ・排水対策として、白山川があり維持管理を続けています。比較的新しい設備であるため大きな劣化は見受けられませんが、引き続き維持管理を適度に行う必要があります。その他排水対策施設は1級河川になるため、不具合等あれば県へ修繕要望をしていきます。
--	---

リスクシナリオ	2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下
評価ポイント	○近隣自治体等との広域的な相互応援・受援体制の連携強化が必要 ○避難路となる基幹道路、生活幹線道路の整備促進が必要
脆弱性 評価結果 ※【】内は 主な関係課	●関係機関との応援・受援体制の整備充実【総務課】 ・大規模災害発生時には、町内において多数の死傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、本町では通常業務を停止し、応急対策業務を優先することとなりますが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応できなくなる可能性があります。このため、国からの支援に加え、市町村間では相互応援協定を締結し、他の自治体から支援を受けることとしていますが、支援を円滑に進めるためには、支援側である国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援体制の整備充実が必要です。 ●関係機関との合同訓練の実施【総務課】 ・大規模災害時に迅速な救助・救急活動、早期の道路啓開や迅速な物資供給等が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、関係機関との合同訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要があります。 ●消防力等の充実強化【総務課】 ・地震発生時は、速やかに部隊を編成し、消防・防災活動が行えるよう、幹部が交代となる時期に説明会を設けています。 ●橋の長寿命化により、橋梁の耐震化及び長寿命化を推進【建設水道課】 ・平成23年度策定（令和元年度改訂）の橋の長寿命化計画により、橋梁修繕及び耐震化を実施しています。全管理橋42橋のうち主要12橋において耐震及び修繕を優先して進めていますが、令和元年度末現在9橋の耐震化が終了しています。引き続き主要橋を優先的に全管理橋梁の耐震化及び長寿命化修繕を進める必要があります。 ●都市公園等施設の耐震化及び長寿命化の推進【建設水道課】 ・公園施設においては、大きな施設が少ないことから、細かい点検を続けることにより異変をいち早く察知し、的確な修繕を行うことにより長寿命化を図る必要があります。 ●医療救護の広域応援体制の整備【福祉保健課】 ・広域災害救急情報システム（EMIS）を活用し、圏域を超えて医療機関等の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、迅速に医療・救護に関わる情報を収集・提供できるよう、訓練を重ねていく必要があります。 ●大規模災害時医療救護マニュアルの策定【福祉保健課】 ・地域防災計画及び山梨県大規模災害時医療救護マニュアルを基に、災害対策の打合せを行い、独自の体制について検討し、取り組んでいく必要があります。また、医療救護活動が速やかに行えるよう、保健所や医師会との連携体制を強化していく必要があります。 ●防災ヘリポートの確保及び整備の推進【総務課】 ・飛行場外離着陸場が小学校、中学校の校庭及び町民グラウンドとなっているため、専用のヘリポートの整備が必要です。 ●防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立【総務課】 ・災害時に無線機、防災衛星電話と活用できるように平時の訓練を充実させる必要があります。また自主防災組織との被害情報の収集体制についても検討し訓練の必要があります。 ●避難路となる基幹道路、生活幹線道路の整備推進【建設水道課】 ・広域的な避難路、国道、県道を中心とした道路網を確保する必要があります。 ●洪水被害等を防止する排水施設の整備【建設水道課】 ・排水対策として、白山川があり維持管理を続けています。比較的新しい設備であるため大きな劣化は見受けられませんが、引き続き維持管理を適度に行う必要があります。その他排水対策施設は1級河川になるため、不具合等あれば県へ修繕要望をしていきます。

リスクシナリオ	2-4 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足
評価ポイント	○交通機関や事業所等における食料・飲料水等の緊急物資の備蓄の促進が必要 ○被害情報の収集体制の確立が必要
脆弱性 評価結果 ※【】内は 主な関係課	●防災情報システム（アプリ）の運用【総務課】 ・災害時の消防団員等への情報伝達方式を確保するため、防災情報システム（アプリ）を構築していますが、職員や消防団員が平時からアプリを使いこなすための運用体制の構築とアプリの機能を最大限に生かすための活用が必要です。 ●情報の共有【総務課】 ・災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害の状況等を共有する必要があります。情報共有手段としては、防災情報システム（アプリ）の他、スマートフォン及び携帯電話等、複数の手段を確保する必要があります。 ●情報共有のためのシステム等の整備【総務課】 ・災害時に関係機関と連携した応急対策を迅速に行うために、情報共有、意思決定を円滑にする通信機器やシステムの整備が必要です。 ●災害備蓄品の確保【総務課】 ・災害時の被災者への圧縮毛布・備蓄食料を確保するため計画的に順次購入しています。引き続き、必要な物品の備蓄に努めていく必要があります。 ●防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入の推進【産業振興課】 ・指定避難場所に指定した「きずな未来館」に太陽光パネルを設置し、再生可能エネルギーを活用しています。引き続き、再生可能エネルギーの導入を推進していく必要があります。 ●防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立【総務課】 ・災害時に無線機、防災衛星電話を活用できるように平時の訓練を充実させる必要があります。また自主防災組織との被害情報の収集体制についても検討し訓練の必要があります。

リスクシナリオ	2-5 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
評価ポイント	○関係機関等と連携した燃料等の円滑な供給体制の確保が必要
脆弱性 評価結果 ※【】内は 主な関係課	●関係機関との応援・受援体制の整備充実【総務課】 ・大規模災害発生時には、町内において多数の死傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、本町では通常業務を停止し、応急対策業務を優先することとなりますが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応できなくなる可能性があります。このため、国からの支援に加え、市町村間では相互応援協定を締結し、他の自治体から支援を受けることとしていますが、支援を円滑に進めるためには、支援側である国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援体制の整備充実が必要です。 ●関係機関との合同訓練の実施【総務課】 ・大規模災害時に迅速な救助・救急活動、早期の道路啓開や迅速な物資供給等が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、関係機関との合同訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要があります。 ●災害時における燃料確保の推進【総務課】 ・発災時の燃料確保について、現状では燃料を確保するための協定を締結していないため、今後はLPガス協会や町内のガソリンスタンド等の燃料供給業者と協定を締結する必要があります。 ●防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入の推進【建設水道課・産業振興課】 ・指定避難場所に指定した「きずな未来館」に太陽光パネルを設置し、再生可能エネルギーを活用しています。引き続き、再生可能エネルギーの導入を推進して

	いく必要があります。 ●防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立【総務課】 ・災害時に無線機、防災衛星電話を活用できるように平時の訓練を充実させる必要があります。また自主防災組織との被害情報の収集体制についても検討し訓練の必要があります。 ●燃料供給ルートの確保【総務課】 ・災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、広域の県指定緊急輸送道路と役場、指定避難所、ヘリコプター発着地、救護物資集積所等、町の防災拠点とを結ぶ道路を緊急輸送道路として指定し、整備を図る必要があります。
--	---

リスクシナリオ	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
評価ポイント	○予防接種や消毒、感染症対策としての備蓄の促進など、感染症等予防対策が必要
脆弱性 評価結果 ※【】内は 主な関係課	●災害時における保健師活動マニュアルの策定【福祉保健課】 ・大規模災害時における保健師活動マニュアルを活用し、迅速に対応できるよう保健師全員で机上訓練等を行っていく必要があります。 ●災害時防疫体制の構築【福祉保健課】 ・感染症の予防として、平常時より、社会福祉施設（高齢者施設）等への対策を周知しています。また、感染症の蔓延防止策として予防接種率向上及びマスク、手指消毒剤等の備蓄やその啓発に努める必要があります。加えて、災害発生時に感染症罹患者が発生した際は、蔓延防止に努められるように検討していく必要があります。 ●防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立【総務課】 ・災害時に無線機、防災衛星電話を活用できるように平時の訓練を充実させる必要があります。また自主防災組織との被害情報の収集体制についても検討し訓練の必要があります。

リスクシナリオ	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
評価ポイント	○医療救護の広域応援体制の整備や医薬品供給体制の整備、災害時防疫体制の構築が必要 ○要配慮者に配慮した避難所運営体制の構築、避難所への公的備蓄促進が必要
脆弱性 評価結果 ※【】内は 主な関係課	●関係機関との応援・受援体制の整備充実【総務課】 ・大規模災害発生時には、町内において多数の死傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、本町では通常業務を停止し、応急対策業務を優先することとなりますが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応できなくなる可能性があります。このため、国からの支援に加え、市町村間では相互応援協定を締結し、他の自治体から支援を受けることとしていますが、支援を円滑に進めるためには、支援側である国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援体制の整備充実が必要です。 ●関係機関との合同訓練の実施【総務課】 ・大規模災害時に迅速な救助・救急活動、早期の道路啓開や迅速な物資供給等が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、関係機関との合同訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要があります。 ●医療救護の広域応援体制の整備【福祉保健課】 ・広域災害救急情報システム（EMIS）を活用し、圏域を超えて医療機関等の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、迅速に医療・救護に関わる情報を収集・提供できるよう、訓練を重ねていく必要があります。 ●災害時における保健師活動マニュアルの策定【福祉保健課】 ・大規模災害時における保健師活動マニュアルを活用し、迅速に対応できるよう保健師全員で机上訓練等を行っていく必要があります。 ●医薬品供給体制の整備【福祉保健課】 ・災害時の備えとして、医療救護所の医薬品や医薬器材を備蓄しており、毎年医薬品の期限等を確認することで、随時入れ替えを行っています。住民に対しては、各家庭での常備薬の備蓄や処方薬の管理についての啓発を行っていく必要があります。また、県（保健所）、医師会などの関係団体と連携していく必要があります。さらに、感染症に特化したマスク、防護服及び消毒液等の備蓄も図っていく必要があります。 ●災害時防疫体制の構築【福祉保健課】 ・感染症の予防として、平常時より、社会福祉施設（高齢者施設）等への対策を周知しています。また、感染症の蔓延防止策として予防接種率向上及びマスク、手指消毒剤等の備蓄やその啓発に努める必要があります。加えて災害発生時に感染症罹患者が発生した際は、蔓延防止に努められるように検討していく必要があります。 ●避難行動要支援者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施【福祉保健課】 ・避難行動要支援者の避難誘導や避難所開設訓練等については、定期的に実施する必要があります。また、そのためにも地区防災計画の策定に努め、要配慮者における個別支援計画の整備を地域住民の協力により作成することが重要です。平常時より、要配慮者名簿を基に避難行動要支援者の把握や台帳登録に努め、民生委員や社会福祉協議会等、関係機関と連携及び協力する中、見守り活動の実施など地域における支援体制を推進する必要があります。

脆弱性 評価結果 ※【】内は 主な関係課	●避難所への公的備蓄の保管促進（食料の確保）【総務課・福祉保健課】 ・避難所への公的備蓄については、計画的に備蓄を進めています。今後も、備蓄食料等の保管推進に取り組んでいく必要があります。様々な避難者に対する必要な備蓄品の確保を促進する必要があります。 ●女性や子育て家庭、要配慮者に配慮した避難所運営の推進【福祉保健課】 ・福祉避難所等の運営については、適切な避難所運営の推進を図るため、関係機関等と連携しながら、運営マニュアルの策定に取り組み、要配慮者に配慮した避難所運営の推進に努めていく必要があります。また、女性や子育て家庭、要配慮者に配慮した避難所の設置にも取り組む必要があります。要配慮者を受け入れるための避難所施設の安全性の確保と要配慮者特有の備品及び資材の確保及び備蓄に努める必要があります。
---	--

事前に 備えるべき目標	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する
リスクシナリオ	3-1 交通安全施設等の損壊による重大な交通事故の多発
評価ポイント	○交通安全施設等の整備促進が必要
脆弱性 評価結果 ※【】内は 主な関係課	●交通安全施設等の整備の推進【総務課・教育委員会】 ・町道における交通の安全を確保するため、引き続き、カーブミラー、防護柵、通学路のカラー化などを実施していく必要があります。

リスクシナリオ	3-2 交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による町行政の長期にわたる機能不全
評価ポイント	○業務継続計画の適切な改訂や防災訓練など、業務継続体制の強化が必要
脆弱性 評価結果 ※【】内は 主な関係課	●効果的な図上訓練の実施【総務課】 ・大規模災害時に多数の死傷者や避難者が発生することや様々な情報が錯綜することが想定されるため、災害発生時に最大限の効果を発揮できるように、平時において効果的な図上訓練（防災情報システム（アプリ）を用いた訓練）の実施が必要です。 ●関係機関との合同訓練の実施【総務課】 ・大規模災害時に迅速な救助・救急活動、早期の道路啓開や迅速な物資供給等が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、関係機関との合同訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要があります。 ●災害対応能力の強化【総務課】 ・大規模災害時に円滑な災害対応や町民生活の安定化確保等を図るためには、防災担当職員はもとより、全ての職員の危機管理意識や災害対応能力を身につけておく必要があります。 ●災害時における連絡体制の強化【総務課】 ・災害時の消防団員等への情報伝達方式を確保するため、情報発信システムを構築しています。今後は職員への情報伝達システム等を構築する必要があります。 ●勤務所属に登庁できない職員の参集場所及び業務の明確化【総務課】 ・業務継続計画を策定していますが、実践的な訓練等を行う必要があります。 ●非常参集体制の確立【総務課】 ・配備基準では、震度4の地震発生で第1配備、震度5弱、5強の地震発生で第2配備、震度6弱以上の地震発生で第3配備としています。災害対策本部では、町長を本部長とし、7つの部を設置します。引き続き、体制の確立を確保する必要があります。

リスクシナリオ	3-3 災害対策拠点である役場施設の倒壊等及び災害拠点機能の混乱による行政機能の大幅な低下や停止
評価ポイント	○庁舎等の防災拠点や防災上重要な公共建築物の耐震化の推進が必要 ○業務継続のためのシステム運用やデータ管理など、業務継続体制の強化が必要
脆弱性 評価結果 ※【】内は 主な関係課	●意思決定・指揮命令系統の統一【総務課】 ・地域防災計画に定める災害対策本部長他町本部の組織及び分掌事務について日頃から各職員が認識するとともに、大規模災害発生時に最大限に対応能力を発揮できるよう、災害対策本部の運営についてシミュレーションしておく必要があります。(総務課) ●組織の見直し【総務課】 ・地域防災計画に定める災害対策本部の組織については、機構改革や課の再編時に迅速な見直しが行えるよう、日頃から意識しておく必要があります。 ●災害対応能力の強化【総務課】 ・大規模災害時に円滑な災害対応や町民生活の安定化確保等を図るためには、防災担当職員はもとより、全ての職員の危機管理意識や災害対応能力を身につけておく必要があります。 ●本庁舎の耐震化【総務課・企画財政課】 ・今後予想される地震災害に対して、必要な耐震性の確保を図るため、「西桂町公共施設個別施設計画」において、「現庁舎では耐震補強工事では対応に限度があり、充実した役場庁舎整備を行うことができない」とした評価に基づき、耐震性のない公共施設の解体・本庁舎への統合、耐震性のない本庁舎の改築を推進する必要があります。 ●本庁舎以外の耐震化【総務課・企画財政課】 ・建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して「西桂町公共施設等総合管理計画」(平成28年度策定)に基づき耐震性のない町有建物の耐震改修などを行い耐震化を図ってきました。耐震性のない公共施設については長寿命化を図りつつ、本庁舎の改築・統合を推進する必要があります。 ●自家用発電機の整備【総務課】 ・役場庁舎には非常用発電機が整備されており、発災時における災害対策活動に必要な機能を確保しています。また、ガソリン・軽油など、非常用発電機に必要な燃料も常備しています。 ●地震発生時の業務継続体制の確立【総務課】 ・被災により行政機能の低下が懸念されますが、同時に、人命救助や避難者対策、ライフラインの維持などの役割が求められます。このことから、限られた資源を効率的に活用し、業務の継続・早期復旧を実現し、町民の生命・財産・生活を守り、都市機能を維持・復旧することを目的に業務継続計画を策定しました。本計画に基づき、実働できるよう訓練を行うとともに必要に応じて見直しを行います。 ●耐震性貯水槽の整備【総務課】 ・災害対策活動や通常業務継続のため、水道ライフラインの被害を想定し、配水管路と一体的な飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を検討する必要があります。 ●各地区自主防災組織への職員派遣体制の確立【総務課】 ・災害発生時に対応するため、各地区へ調整派遣職員を配備する必要があります。 ●防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入の推進【産業振興課】 ・指定避難場所に指定した「きずな未来館」に太陽光パネルを設置し、再生可能エネルギーを活用しています。引き続き、再生可能エネルギーの導入を推進していく必要があります。 ●各種システムの緊急時運用体制の確立【総務課】 ・情報システムの緊急時運用体制については、「情報システムに関する業務継続計画」を策定し、震災時に主要情報システムの早期復旧を行う体制づくりが必要であるため、計画を早急に策定する必要があります。

	●主要データ、プログラムの東海地震に係る地震防災対策強化地域外への保管及びバックアップ機能強化【総務課】 ・主要データについては、本町外の峡中地域にバックアップデータを保存していますが、同じ東海地震に係る地震防災対策強化地域内のため、地域外（県外）へのデータ保管が必要です。
--	--

事前に備えるべき目標	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する
リスクシナリオ	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
評価ポイント	○非常用電源設備整備のための再生可能エネルギー等の導入推進が必要 ○災害に応じた多様な情報伝達手段の確立、通信設備の充実が必要
脆弱性評価結果 ※【】内は主な関係課	●避難指示等発令判断基準の整備【総務課】 ・風水害における避難指示等の発令の遅れによる水害や土砂災害の犠牲者を発生させないため、明確な発令判断基準を整備するとともに、住民の早期避難に関する意識を向上させる必要があります。 ●避難指示等発令判断基準の適宜見直し【総務課】 ・避難指示等の具体的な発令判断基準については、実災害や国のガイドライン等に応じて適宜見直しを行いながら、住民の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があります。 ●防災情報システム（アプリ）の運用【総務課】 ・災害時の消防団員等への情報伝達方式を確保するため、防災情報システム（アプリ）を構築していますが、職員や消防団員が平時からアプリを使いこなすための運用体制の構築とアプリの機能を最大限に生かすための活用が必要です。 ●情報の共有【総務課】 ・災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害の状況等を共有する必要があります。情報共有手段としては、防災情報システム（アプリ）の他、スマートフォン及び携帯電話等、複数の手段を確保する必要があります。 ●情報共有のためのシステム等の整備【総務課】 ・災害時に関係機関と連携した応急対策を迅速に行うために、情報共有、意思決定を円滑にする通信機器やシステムの整備が必要です。 ●防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入の推進【産業振興課】 ・指定避難場所に指定した「きずな未来館」に太陽光パネルを設置し、再生可能エネルギーを活用しています。引き続き、再生可能エネルギーの導入を推進していく必要があります。 ●防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立【総務課】 ・災害時に無線機、防災衛星電話を活用できるように平時の訓練を充実させる必要があります。また自主防災組織との被害情報の収集体制についても検討し訓練の必要があります。 ●防災情報伝達システム等による情報伝達機能の強化【総務課】 ・防災情報伝達体制の強化を図るため、全世帯に防災ラジオを整備しています。今後、新しい情報伝達手段を導入するにあたり、スマートフォン等を用いた、今と同等以上の情報伝達体制の構築を図ります。

リスクシナリオ	4-2 防災情報伝達システム・テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
評価ポイント	○災害に応じた多様な情報伝達手段の確立、通信設備の充実が必要
脆弱性 評価結果 ※【】内は 主な関係課	●避難指示等発令判断基準の整備【総務課】 - 風水害における避難指示等の発令の遅れによる水害や土砂災害の犠牲者を発生させないため、明確な発令判断基準を整備するとともに、住民の早期避難に関する意識を向上させる必要があります。 ●避難指示等発令判断基準の適宜見直し【総務課】 - 避難指示等の具体的な発令判断基準については、実災害や国のガイドライン等に応じて適宜見直しを行いながら、住民の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があります。 ●防災情報システム（アプリ）の運用【総務課】 - 災害時の消防団員等への情報伝達方式を確保するため、防災情報システム（アプリ）を構築していますが、職員や消防団員が平時からアプリを使いこなすための運用体制の構築とアプリの機能を最大限に生かすための活用が必要です。 ●情報の共有【総務課】 - 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害の状況等を共有する必要があります。情報共有手段としては、防災情報システム（アプリ）の他、スマートフォン及び携帯電話等、複数の手段を確保する必要があります。 ●情報共有のためのシステム等の整備【総務課】 - 災害時に関係機関と連携した応急対策を迅速に行うために、情報共有、意思決定を円滑にする通信機器やシステムの整備が必要です。 ●防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立【総務課】 - 災害時に無線機、防災衛星電話を活用できるように平時の訓練を充実させる必要があります。また自主防災組織との被害情報の収集体制についても検討し訓練の必要があります。 ●防災情報伝達システム等による情報伝達機能の強化【総務課】 - 防災情報伝達体制の強化を図るため、全世帯に防災ラジオを整備しています。今後、新しい情報伝達手段を導入するにあたり、スマートフォン等を用いた、今と同等以上の情報伝達体制の構築を図ります。

事前に 備えるべき目標	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
リスクシナリオ	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産
評価ポイント	○国、県と連携しての緊急輸送道路となる幹線道路の整備が必要
脆弱性 評価結果 ※【】内は 主な関係課	●緊急輸送道路となる幹線道路の整備【建設水道課】 広域的な避難路である国道、県道を中心とした道路網を確保する必要がある。

リスクシナリオ	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
評価ポイント	○県指定の緊急輸送道路と町の防災拠点とを結ぶ燃料供給ルートの確保が必要
脆弱性 評価結果 ※【】内は 主な関係課	●関係機関との応援・受援体制の整備充実【総務課】 ・大規模災害発生時には、町内において多数の死傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、本町では通常業務を停止し、応急対策業務を優先することとなりますが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応できなくなる可能性があります。このため、国からの支援に加え、市町村間では相互応援協定を締結し、他の自治体から支援を受けることとしていますが、支援を円滑に進めるためには、支援側である国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援体制の整備充実が必要です。 ●関係機関との合同訓練の実施【総務課】 ・大規模災害時に迅速な救助・救急活動、早期の道路啓開や迅速な物資供給等が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、関係機関との合同訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要があります。 ●燃料供給ルートの確保【総務課】 ・災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、広域の県指定緊急輸送道路と役場、指定避難所、ヘリコプター発着地、救護物資集積所等、町の防災拠点とを結ぶ道路を緊急輸送道路として指定し、整備を図る必要があります。

リスクシナリオ	5-3 基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・富士急行）の機能停止又は町外・県外との交通の遮断
評価ポイント	○災害に強い道路・橋梁の整備が必要 ○県等と連携した緊急輸送体制の整備や、緊急輸送道路などの道路ネットワークの計画的な整備・維持管理が必要
脆弱性 評価結果 ※【】内は 主な関係課	●関係機関との応援・受援体制の整備充実【総務課】 ・大規模災害発生時には、町内において多数の死傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、本町では通常業務を停止し、応急対策業務を優先することとなりますが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応できなくなる可能性があります。このため、国からの支援に加え、市町村間では相互応援協定を締結し、他の自治体から支援を受けることとしていますが、支援を円滑に進めるためには、支援側である国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援体制の整備充実が必要です。 ●関係機関との合同訓練の実施【総務課】 ・大規模災害時に迅速な救助・救急活動、早期の道路啓開や迅速な物資供給等が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、関係機関との合同訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要があります。 ●緊急物資の調達【総務課】 ・災害発生時の緊急物資の調達については、民間企業等と協定を結び、緊急物資の確保に努めています。引き続き、民間企業等との協定を結んでいく必要があります。 ●燃料供給ルートの確保【総務課】 ・災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、広域の県指定緊急輸送道路と役場、指定避難所、ヘリコプター発着地、救護物資集積所等、町の防災拠点とを結ぶ道路を緊急輸送道路として指定し、整備を図る必要があります。 ●避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進【総務課】 ・広域避難について中央市、昭和町と協定を締結しています。今後は、輸送等の対応について民間団体と協定を締結していく必要があります。 ●避難路となる基幹道路、生活幹線道路の整備推進【建設水道課】 ・広域的な避難路、国道、県道を中心とした道路網を確保する必要があります。

脆弱性 評価結果 ※【】内は 主な関係課	●富士山火山噴火等の災害に備えた道路網の整備【建設水道課】 ・地域住民や富士山を訪れる観光客などの避難誘導、救護や物資輸送等を円滑に行うため、避難路や緊急輸送路となる幹線道路や生活道路等の整備を推進してきています。しかし、未整備の箇所も多く、災害時の非常事態に対応した交通の確保が課題であることから、引き続き富士山噴火や豪雨・豪雪等の災害時に当該地域からの避難・救援路となる道路網の整備を推進していく必要があります。また、老朽化対策として、既存道路の改修などを推進していく必要があります。 ●富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保のための体制づくり【建設水道課】 ・近隣市町村との広域的な避難交通ネットワークを構築する必要があります。 ●土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進【建設水道課】 ・土砂災害を未然に防ぐための砂防施設を県で整備を実施しています。今後も必要な箇所の整備を要望していく必要があります。
---	---

リスクシナリオ	5-4 食料等の安定供給の停滞
評価ポイント	○食料・飲料水・生活必需品等、災害時の緊急物資について、備蓄品の確保と搬送・受け入れ体制の構築が必要
脆弱性 評価結果 ※【】内は 主な関係課	●関係機関との応援・受援体制の整備充実【総務課】 ・大規模災害発生時には、町内において多数の死傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、本町では通常業務を停止し、応急対策業務を優先することとなりますが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応できなくなる可能性があります。このため、国からの支援に加え、市町村間では相互応援協定を締結し、他の自治体から支援を受けることとしていますが、支援を円滑に進めるためには、支援側である国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援体制の整備充実が必要です。 ●関係機関との合同訓練の実施【総務課】 ・大規模災害時に迅速な救助・救急活動、早期の道路啓開や迅速な物資供給等が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、関係機関との合同訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要があります。 ●災害備蓄品の確保【総務課】 ・災害時の被災者への圧縮毛布・備蓄食料を確保するため計画的に順次購入しています。引き続き、必要な物品の備蓄に努めていく必要があります。 ●緊急物資の調達（調達の協定）【総務課】 ・災害発生時の緊急物資の調達については、民間企業等と協定を結び、緊急物資の確保に努めています。引き続き、民間企業等との協定を結んでいく必要があります。 ●緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築【総務課】 ・他市町村等から搬送される救援物資又は調達した物資は、役場庁舎や町防災倉庫に集積します。物資が大量である場合の集積場所を選定する必要があります。

事前に備えるべき目標	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
リスクシナリオ	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガス等サプライチェーンの機能の停止
評価ポイント	○災害時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、太陽光発電など自立分散型エネルギーの普及促進が必要 ○避難所等の電源確保体制として、非常用発電機やその燃料などの確保が必要
脆弱性評価結果 ※【】内は主な関係課	●住宅等への自立型電源の普及促進【産業振興課】 ・地球環境にやさしい新エネルギーを積極的に推進するために、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、補助金の交付を行っています。引き続き住宅等への自立型電源の普及も含め促進する必要があります。 ●避難所等の電源確保体制の整備【総務課】 ・避難所等の電源確保体制として、可搬型発電機や投光器を整備しています。今後も非常用発電機とその燃料等を確保する必要があります。

リスクシナリオ	6-2 長期にわたる水道の供給停止や污水处理施設の機能停止
評価ポイント	○水道施設及び下水道施設の耐震化や老朽化対策、応急給水体制の整備が必要
脆弱性評価結果 ※【】内は主な関係課	●関係機関との応援・受援体制の整備充実【総務課】 ・大規模災害発生時には、町内において多数の死傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、本町では通常業務を停止し、応急対策業務を優先することとなりますが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応できなくなる可能性があります。このため、国からの支援に加え、市町村間では相互応援協定を締結し、他の自治体から支援を受けることとしていますが、支援を円滑に進めるためには、支援側である国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援体制の整備充実が必要です。 ●関係機関との合同訓練の実施【総務課】 ・大規模災害時に迅速な救助・救急活動、早期の道路啓開や迅速な物資供給等が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、関係機関との合同訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要があります。 ●水道の老朽管の布設替え及び耐震化の推進【建設水道課】 ・平成27年度の工事で石綿管の布設替えが完了し、今後は耐用年数が経過する古い管から計画的に耐震性のある管種に布設替えを実施していくため、年次計画を作成する必要があります。 ●下水道施設等の耐震化及び長寿命化の推進【建設水道課】 ・下水道施設の耐震化については、当初より管渠の耐震化を図っています。また定期的な調査・修繕により、管渠・マンホールの高寿命化を図っています。 ●災害時における給水協力関係の強化【建設水道課】 ・「災害時における水道施設の応急措置等の協力に関する協定書」を町と西桂町水道指定工事店組合との間で令和2年度より締結する予定です。

リスクシナリオ	6-3 地域交通ネットワークの分断
評価ポイント	○災害に強い道路・橋梁の整備が必要 ○災害時における応急対策業務の協力体制の推進が必要
脆弱性 評価結果 ※【】内は 主な関係課	●関係機関との応援・受援体制の整備充実【総務課】 ・大規模災害発生時には、町内において多数の死傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、本町では通常業務を停止し、応急対策業務を優先することとなりますが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応できなくなる可能性があります。このため、国からの支援に加え、市町村間では相互応援協定を締結し、他の自治体から支援を受けることとしていますが、支援を円滑に進めるためには、支援側である国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援体制の整備充実が必要です。 ●関係機関との合同訓練の実施【総務課】 ・大規模災害時に迅速な救助・救急活動、早期の道路啓開や迅速な物資供給等が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、関係機関との合同訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要があります。 ●災害時における応急対策業務の協力体制の推進【総務課】 ・災害時の迅速な被害情報収集や円滑な応急対策業務の確立のため、トラック協会や山梨県建築士会などと協定を締結しています。今後は、町内の事業所と迅速な連携が取れるように協定を締結していきます。 ●道路の点検、啓開マニュアルの策定及び訓練の実施【建設水道課】 ・災害時の応急点検マニュアルを策定し、訓練を実施する必要があります。 ●避難路となる基幹道路、生活幹線道路の整備推進【建設水道課】 ・広域的な避難路、国道、県道を中心とした道路網を確保する必要があります。 ●道路除排雪計画の検討・見直し等【建設水道課】 ・主要幹線道路管理者である国、県と連携した除排雪計画のほか、町内の除排雪作業が可能な業者の実情を反映した計画を策定する必要があります。 ●洪水被害等を防止する排水設備の整備【建設水道課】 ・排水対策として、白山川があり維持管理を続けています。比較的新しい設備であるため大きな劣化は見受けられませんが、引き続き維持管理を適度に行う必要があります。その他排水対策施設は1級河川になるため、不具合等あれば県へ修繕要望をしていきます。

事前に備えるべき目標	7 制御不能な二次災害を発生させない
リスクシナリオ	7-1 沿線・沿道の建物倒壊による直感的な被害及び交通麻痺
評価ポイント	○被災建築物応急危険度判定などの実施が必要 ○被害情報の収集体制の確立が必要
脆弱性評価結果 ※【】内は主な関係課	●防災情報システム（アプリ）の運用【総務課】 ・災害時の消防団員等への情報伝達方式を確保するため、防災情報システム（アプリ）を構築していますが、職員や消防団員が平時からアプリを使いこなすための運用体制の構築とアプリの機能を最大限に生かすための活用が必要です。 ●情報の共有【総務課】 ・災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害の状況等を共有する必要があります。情報共有手段としては、防災情報システム（アプリ）の他、スマートフォン及び携帯電話等、複数の手段を確保する必要があります。 ●情報共有のためのシステム等の整備【総務課】 ・災害時に関係機関と連携した応急対策を迅速に行うために、情報共有、意思決定を円滑にする通信機器やシステムの整備が必要です。 ●被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施【建設水道課】 ・毎年、山梨県及び各市町村が参加し、応急危険度判定士出動要請訓練を実施しています。今後は、災害時に使用する応急危険度判定街区マップの作成（デジタル版）が必要となります。 ●防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立【総務課】 ・災害時に無線機、防災衛星電話を活用できるように平時の訓練を充実させる必要があります。また自主防災組織との被害情報の収集体制についても検討し訓練の必要があります。

リスクシナリオ	7-2 堰堤、水門等の損壊・機能不全による二次災害の発生
評価ポイント	○土砂災害対策及び土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進が必要
脆弱性評価結果 ※【】内は主な関係課	●防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立【総務課】 ・災害時に無線機、防災衛星電話を活用できるように平時の訓練を充実させる必要があります。また自主防災組織との被害情報の収集体制についても検討し訓練の必要があります。 ●治山事業による土砂災害対策の推進【建設水道課・産業振興課】 ・毎年、山梨県と町担当職員による「山地災害防止パトロール」を実施し、危険箇所を確認を行っています。必要な箇所について、県に要望し実施してきましたが、引き続き県に要望し、実施する必要があります。また、小規模な治山工事は町で実施します。 ●土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進【建設水道課】 ・土砂災害を未然に防ぐための砂防施設を県で整備を実施しています。今後も必要な箇所の整備を要望していく必要があります。

リスクシナリオ	7-3 有害物質の大規模拡散・流出
評価ポイント	○倒壊建屋等からの有害物質の拡散・流出による健康被害や環境への悪影響の防止対策、関係機関と連携した情報共有や回収・処理体制の構築が必要
脆弱性 評価結果 ※【】内は 主な関係課	●大気汚染物質の測定【産業振興課】 ・大気中の汚染物質の測定については、山梨県が県内各所で行い、結果を県ホームページで公表しています。引き続き、情報共有や測定についての協力体制を図っていく必要があります。

リスクシナリオ	7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
評価ポイント	○森林の公益的機能の維持・増進が必要 ○農村資源の保全管理活動及び鳥獣害対策の推進が必要
脆弱性 評価結果 ※【】内は 主な関係課	●森林の公益的機能の維持・増進【産業振興課】 ・森林の荒廃による水源涵養機能の低下や土砂災害等を未然に防ぐため、国庫補助金と森林環境譲与税を財源とした森林整備（間伐、植栽等）が行われています。今後もこれらの事業を継続し実施していく必要があります。 ●農村資源の保全管理活動の推進【産業振興課】 ・農業・農村の公益的機能を高度に発揮させるため、地域コミュニティと連携した保全活動を協働により引き続き推進する必要があります。 ●農業者に対する経営再建資金制度の周知【産業振興課】 ・災害後、迅速かつ効率的に経営再建が図られるよう、農業者に対する経営再建対策として、農業施設復旧支援対策資金利子補給、農業災害対策資金利子補給補助を行っています。大規模な自然災害に備え、引き続き制度を行っていく必要があります。 ●鳥獣害対策の推進【産業振興課】 ・鳥獣による農作物の被害や、森林の荒廃を防止するため、猟友会に委託し管理捕獲事業を実施しています。被害地域の要望を受けながら、地域と連携した電気柵の整備を進め有害鳥獣対策を行っていく必要があります。 ●治山事業による土砂災害対策の推進【建設水道課・産業振興課】 ・毎年、山梨県と町担当職員による「山地災害防止パトロール」を実施し、危険箇所の確認を行っています。必要な箇所について、県に要望してきましたが、引き続き県に要望し、実施する必要があります。また、小規模な治山工事は町で実施します。

事前に備えるべき目標	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を有する
リスクシナリオ	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
評価ポイント	○県や関係機関等と連携し、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するための体制整備や、一時仮置き場の確保が必要
脆弱性 評価結果 ※【】内は 主な関係課	●関係機関との応援・受援体制の整備充実【総務課】 ・大規模災害発生時には、町内において多数の死傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、本町では通常業務を停止し、応急対策業務を優先することとなりますが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応できなくなる可能性があります。このため、国からの支援に加え、市町村間では相互応援協定を締結し、他の自治体から支援を受けることとしていますが、支援を円滑に進めるためには、支援側である国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援体制の整備充実が必要です。 ●関係機関との合同訓練の実施【総務課】 ・大規模災害時に迅速な救助・救急活動、早期の道路啓開や迅速な物資供給等が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、関係機関との合同訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要があります。 ●災害時における応急対策業務の協力体制の推進【総務課】 ・災害時の迅速な被害情報収集や円滑な応急対策業務の確立のため、トラック協会や山梨県建築士会などと協定を締結しています。今後は、町内の事業所と迅速な連携が取れるように協定を締結しています。 ●災害廃棄物処理体制の整備【産業振興課】 ・西桂町地域防災計画、西桂町災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を目指していますが、早期に復旧・復興を目指してできる限り速やかな復興に努める必要があります。

リスクシナリオ	8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
評価ポイント	○自主防災組織における人材育成及び地区防災計画、地域に根ざした防災活動の啓発が必要 ○災害ボランティアの活動体制や受入等の環境整備が必要
脆弱性 評価結果 ※【】内は 主な関係課	●関係機関との応援・受援体制の整備充実【総務課】 ・大規模災害発生時には、町内において多数の死傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、本町では通常業務を停止し、応急対策業務を優先することとなりますが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応できなくなる可能性があります。このため、国からの支援に加え、市町村間では相互応援協定を締結し、他の自治体から支援を受けることとしていますが、支援を円滑に進めるためには、支援側である国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援体制の整備充実が必要です。 ●関係機関との合同訓練の実施【総務課】 ・大規模災害時に迅速な救助・救急活動、早期の道路啓開や迅速な物資供給等が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、関係機関との合同訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要があります。 ●災害関連NPO、ボランティア団体等との連携及び協働の推進【福祉保健課】 ・社会福祉協議会と連携する中、災害関連NPOや、ボランティア団体等関係団体との連携強化に取り組み、地域防災力の充実を図っていく必要があります。また、ボランティアの育成講座等の開催やボランティアコーディネーターの設置を図

脆弱性 評価結果 ※【】内は 主な関係課	り、ボランティア団体の連携及び組織力の強化を図っていく必要があります。そのためにも、社会福祉協議会のマンパワーの強化が必要不可欠であり、組織体制の整備を図ることが第一であると考えます。 ●自主防災組織、人材の育成及び意識啓発【総務課】 ・防災リーダーを各地区に配置しています（令和2年4月1日現在10名）。区長などの自主防災組織のリーダーが1年任期となる中で、地区の防災についてアドバイスをいただいています。引き続き、人材育成に努めていく必要があります。 ●自主防災組織の防災資機材の整備促進【総務課】 ・毎年、自主防災組織の充実強化として補助金を助成しています。引き続き、充実強化に向けて努めていく必要があります。 ●地区防災計画の作成促進【総務課】 ・地区防災計画策定に向けて県が主催する防災研修等の参加を促しています。今後は、実際に策定に向けて促進していく必要があります。 ●消防団員の確保対策等による消防団の活性化の推進【総務課】 ・消防団員の確保については、各地区分団に要望をしています。今後は、団員が入団しやすく、活動しやすい環境を創出し、消防団員確保に努めていく必要があります。 ●避難行動要支援者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施【福祉保健課】 ・避難行動要支援者の避難誘導や避難所開設訓練等については、定期的の実施する必要があります。また、そのためにも地区防災計画の策定に努め、要配慮者における個別支援計画の整備を地域住民の協力により作成することが重要です。平常時より、要配慮者名簿を基に避難行動要支援者の把握や台帳登録に努め、民生委員や社会福祉協議会等、関係機関と連携及び協力する中、見守り活動の実施など地域における支援体制を推進する必要があります。 ●女性や子育て家庭、要配慮者に配慮した避難所運営の推進【福祉保健課】 ・福祉避難所等の運営については、適切な避難所運営の推進を図るため、関係機関等と連携しながら、運営マニュアルの策定に取り組み、要配慮者に配慮した避難所運営の推進に努めていく必要があります。また、女性や子育て家庭、要配慮者に配慮した避難所の設置にも取り組む必要があります。要配慮者を受け入れるための避難所施設の安全性の確保と要配慮者特有の備品及び資材の確保及び備蓄に努める必要があります。 ●ボランティアコーディネーターの養成の推進【福祉保健課】 ・社会福祉協議会と連携し、ボランティアコーディネーターの養成に取り組み、今後も避難所運営において、ボランティア部門が有効に働くようコーディネーターの養成及び訓練強化に取り組んでいく必要があります。
--	--

リスクシナリオ	8-3 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
評価ポイント	○災害時における応急対策業務の協力体制の推進が必要 ○災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の構築が必要
脆弱性 評価結果 ※【】内は 主な関係課	●関係機関との応援・受援体制の整備充実【総務課】 ・大規模災害発生時には、町内において多数の死傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、本町では通常業務を停止し、応急対策業務を優先することとなりますが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応できなくなる可能性があります。このため、国からの支援に加え、市町村間では相互応援協定を締結し、他の自治体から支援を受けることとしていますが、支援を円滑に進めるためには、支援側である国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援体制の整備充実が必要です。 ●関係機関との合同訓練の実施【総務課】 ・大規模災害時に迅速な救助・救急活動、早期の道路啓開や迅速な物資供給等が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、関係機関との合

脆弱性 評価結果 ※【】内は 主な関係課	同訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要があります。 ●公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進【建設水道課】 ・公営住宅については、長寿命化対策として外壁改修・屋上防水等について計画的に実施しています。今後は、町内外問わず被災者の受け入れを鑑み、内部改善事業を検討する必要があります。 ●医療救護の広域応援体制の整備【福祉保健課】 ・広域災害救急情報システム（EMIS）を活用し、圏域を超えて医療機関等の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、迅速に医療・救護に関わる情報を収集・提供できるよう、訓練を重ねていく必要があります。 ●大規模災害時医療救護マニュアルの策定【福祉保健課】 ・地域防災計画及び山梨県大規模災害時医療救護マニュアルを基に、災害対策の打合せを行い、独自の体制について検討し、取り組んでいく必要があります。また、医療救護活動が速やかに行えるよう、保健所や医師会との連携体制を強化していく必要があります。 ●避難行動要支援者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施【福祉保健課】 ・避難行動要支援者の避難誘導や避難所開設訓練等については、定期的を実施する必要があります。また、そのためにも地区防災計画の策定に努め、要配慮者における個別支援計画の整備を地域住民の協力により作成することが重要です。平常時より、要配慮者名簿を基に避難行動要支援者の把握や台帳登録に努め、民生委員や社会福祉協議会等、関係機関と連携及び協力する中、見守り活動の実施など地域における支援体制を推進する必要があります。 ●女性や子育て家庭、要配慮者に配慮した避難所運営の推進【福祉保健課】 ・福祉避難所等の運営については、適切な避難所運営の推進を図るため、関係機関等と連携しながら、運営マニュアルの策定に取り組み、要配慮者に配慮した避難所運営の推進に努めていく必要があります。また、女性や子育て家庭、要配慮者に配慮した避難所の設置にも取り組む必要があります。要配慮者を受け入れるための避難所施設の安全性の確保と要配慮者特有の備品及び資材の確保及び備蓄に努める必要があります。 ●ボランティアコーディネーターの養成の推進【福祉保健課】 ・社会福祉協議会と連携し、ボランティアコーディネーターの養成に取り組み、今後も避難所運営において、ボランティア部門が有効に働くようコーディネーターの養成及び訓練強化に取り組んでいく必要があります。 ●災害時における応急対策業務の協力体制の推進【総務課】 ・災害時の迅速な被害情報収集や円滑な応急対策業務の確立のため、トラック協会や山梨県建築士会などと協定を締結しています。今後は、町内の事業所と迅速な連携が取れるように協定を締結していきます。 ●災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進【総務課】 ・応急仮設住宅の候補地が少ないため、新たな候補地の発掘を行う必要があります。民間住宅借上げ型応急仮設住宅については、県の実施要領に従って実施することになっています。今後は事務処理手順や県との連絡体制の確認を行う必要があります。 ●災害時における給水協力関係の強化【建設水道課】 ・「災害時における水道施設の応急措置等の協力に関する協定書」を町と西桂町水道指定工事店組合との間で令和2年度より締結する予定です。
--	---

第5章 施策分野ごとの推進方針

5-1 A. 災害対策本部／行政機能／防災・消防

I. 災害対策本部

(1) 意思決定・指揮命令系統の統一

① 意思決定・指揮命令系統の統一

・地域防災計画に定める災害対策本部長他町本部の組織及び分掌事務について日頃から各職員が認識するとともに、大規模災害発生時に最大限に対応能力を発揮できるよう、災害対策本部の運営についてシミュレーションしておく必要があります。（総務課）

② 避難指示等発令判断基準の整備

・風水害における避難指示等の発令の遅れによる水害や土砂災害の犠牲者を発生させないため、明確な発令判断基準を整備するとともに、住民の早期避難に関する意識を向上させる必要があります。（総務課）

③ 避難指示等発令判断基準の適宜見直し

・避難指示等の具体的な発令判断基準については、実災害や国のガイドライン等に応じて適宜見直しを行いながら、住民の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があります。（総務課）

④ 効果的な図上訓練の実施

・大規模災害時に多数の死傷者や避難者が発生することや様々な情報が錯綜することが想定されるため、災害発生時に最大限の効果を発揮できるように、平時において効果的な図上訓練（防災情報システム（アプリ）を用いた訓練）の実施が必要です。（総務課）

⑤ 関係機関との応援・受援体制の整備充実

・大規模災害発生時には、町内において多数の死傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、本町では通常業務を停止し、応急対策業務を優先することとなりますが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応できなくなる可能性があります。このため、国からの支援に加え、市町村間では相互応援協定を締結し、他の自治体から支援を受けることとしていますが、支援を円滑に進めるためには、支援側である国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援体制の整備充実が必要です。（総務課）

⑥ 関係機関との合同訓練の実施

・大規模災害時に迅速な救助・救急活動、早期の道路啓開や迅速な物資供給等が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、関係機関との合同訓練等により実践的な災害

対応能力を高めておく必要があります。（総務課）

(2) 情報の一元化

① 防災情報システム（アプリ）の運用

・災害時の消防団員等への情報伝達方式を確保するため、防災情報システム（アプリ）を構築していますが、職員や消防団員が平時からアプリを使いこなすための運用体制の構築とアプリの機能を最大限に活かすための活用が必要です。（総務課）

② 情報の共有

・災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害の状況等を共有する必要があります。情報共有手段としては、防災情報システム（アプリ）の他、スマートフォン及び携帯電話等、複数の手段を確保する必要があります。（総務課）

③ 情報共有のためのシステム等の整備

・災害時に関係機関と連携した応急対策を迅速に行うために、情報共有、意思決定を円滑にする通信機器やシステムの整備が必要です。（総務課）

(3) 組織の見直し

① 組織の見直し

・地域防災計画に定める災害対策本部の組織については、機構改革や課の再編時に迅速な見直しが行えるよう、日頃から意識しておく必要があります。（総務課）

② 災害対応能力の強化

・大規模災害時に円滑な災害対応や町民生活の安定化確保等を図るためには、防災担当職員はもとより、全ての職員の危機管理意識や災害対応能力を身につけておく必要があります。（総務課）

■重要業績指標（KPI）

成果指標	現状値 [R2]		目標値 [R7]	担当課
防災情報システム（アプリ）を用いた災害対策本部の図上訓練実施回数	1回/年	➡	4回/年	総務課
防災関係機関との合同訓練実施回数	0回/年	➡	2回/年	総務課

Ⅱ. 行政機能

(1) 庁舎の災害対応力の強化

① 本庁舎の耐震化

・今後予想される地震災害に対して、必要な耐震性の確保を図るため、「西桂町公共施設個別施設計画」において、「現庁舎では耐震補強工事では対応に限度があり、充実した役場庁舎整備を行うことができない」とした評価に基づき、耐震性のない公共施設の解体・本庁舎への統合、耐震性のない本庁舎の改築を推進する必要があります。(総務課・企画財政課)

② 本庁舎以外の耐震化

・建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して「西桂町公共施設等総合管理計画」(平成28年度)に基づき、耐震性のない町有建物の耐震改修などを行い、耐震化を図ってきました。耐震性のない公共施設については長寿命化を図りつつ、本庁舎の改築・統合を推進する必要があります。(総務課・企画財政課)

③ 公用車両の災害対応機能の強化

・災害発生時に給油困難が予測されることから、効用車両について平常時から1/2を下回る前に給油を実施しています。今後は、発災時において公用車を救護や交通整理等に活用できるよう、防災用品や誘導灯などの整備を検討する必要があります。(総務課)

④ 自家用発電機の整備

・役場庁舎には非常用発電機が整備されており、発災時における災害対策活動に必要な機能を確保しています。また、ガソリン・軽油など、非常用発電機に必要な燃料も常備しています。(総務課)

⑤ 地震発生時等の業務継続体制の確立

・被災により行政機能の低下が懸念されますが、同時に、人命救助や避難者対策、ライフラインの維持などの役割が求められます。このことから、限られた資源を効率的に使用し、業務の継続・早期復旧を実現し、町民の生命・財産・生活を守り、行政機能を維持・復旧することを目的に業務継続計画を策定しました。本計画に基づき、実働できるよう訓練を行うとともに必要に応じ見直しを行います。(総務課)

⑥ 災害時における燃料確保の推進

・発災時の燃料確保について、現状では燃料を確保するための協定を締結していないため、今後はLPガス協会や町内のガソリンスタンド等の燃料供給業者と協定を締結する必要があります。(総務課)

■重要業績指標（K P I）

成果指標	現状値 [R2]		目標値 [R7]	担当課
新庁舎整備事業	用地取得	➡	庁舎完成	総務課 企画財政課
公用車への防災用品・誘導灯の整備	0台	➡	全ての公用車 に整備	総務課
BCPに基づく職員訓練回数	0回/年	➡	1回/年	総務課
災害時燃料供給の燃料供給業者との協定締結数	0件	➡	4件	総務課

Ⅲ. 防災・消防

(1) 防災体制の強化

① 災害時における連絡体制の強化

・災害時の消防団員等への情報伝達方式を確保するため、情報発信システムを構築しています。今後は、職員への情報伝達システム等を構築する必要があります。(総務課)

② 勤務所属に登庁できない職員の参集場所及び業務の明確化

・業務継続計画を策定していますが、実践的な訓練等を行う必要があります。(総務課)

③ 非常参集体制の確立

・地震災害職員配備では、震度4の地震発生で第1配備、震度5弱、5強の地震発生で第2配備、震度6弱の地震発生で第3配備としています。災害対策本部では、町長を本部長とし、7つの部を設置します。引き続き、体制の確立を確保する必要があります。(総務課)

④ 近隣市町村との災害協定の締結

・大規模な災害が発生した場合に相互応援ができる体制づくりとして、富士北麓地域、環富士山地域と協定を締結しています。(総務課)

⑤ 災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

・災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業と協定の締結を行い、連携の強化を図っています。引き続き連携の強化を図る必要があります。(総務課)

⑥ 災害備蓄品の確保

・災害時の被災者への圧縮毛布・備蓄食料を確保するため計画的に順次購入しています。引き続き、必要な物品の備蓄に努めていく必要があります。(総務課)

(2) 防災力の強化

① 様々な事態を想定した図上訓練等の実施

・総合防災訓練時に図上訓練を実施しているが、より実践的な図上訓練を実施していく必要があります。役場職員、住民を含めた訓練の必要があります。(総務課)

② 避難避難指示判断基準の見直し、検討

・明確な基準を設けていないので、避難指示判断マニュアル等を策定する必要があります。(総務課)

③ 災害関連NPO、ボランティア団体等との連携及び協働の推進

・社会福祉協議会と連携する中、災害関連NPOや、ボランティア団体等関係団体との連携強化に取り組み、地域防災力の充実を図っていく必要があります。また、ボランティアの育成講座等の開催やボランティアコーディネーターの設置を図り、ボランティア団体の連携及び組織力の強化を図っていく必要があります。そのためにも、社会福祉協議会のマンパワーの強化が必要不可欠であり、組織体制の整備を図ることが第一であると考えます。(福祉保健課)

④ 耐震性貯水槽の整備

・地域の要望等を踏まえ町有地等への耐震性貯水槽の整備に努める必要があります。(総務課)

(3) 地域防災力の強化

① 各地区自主防災組織への職員派遣体制の確立

・災害発生時に対応するため各地区へ地域自主防災職員を配備する必要があります。(総務課)

② 自主防災組織、人材の育成及び意識啓発

・防災リーダーを各地区に配置しています(令和2年4月1日現在10名)。区長などの自主防災組織のリーダーが1年任期となる中で、地区の防災についてアドバイスをいただいています。引き続き、人材育成に努めていく必要があります。(総務課)

③ 住民主導の防災訓練の実施

・令和元年度総合防災訓練においては、各自主防災組織主導で訓練を行いました。引き続き、住民主導の訓練を行っていく必要があります。(総務課)

④ 自主防災組織の充実強化及び維持

・毎年、自主防災組織の充実強化として補助金を助成しています。また地区防災計画策定に向けて研修や説明会を実施しています。引き続き実施していく必要があります。(総務課)

⑤ 自主防災組織の防災資機材の整備促進

・毎年、自主防災組織の充実強化として補助金を助成しています。引き続き、充実強化に向けて努めていく必要があります。(総務課)

⑥ 地区防災計画の作成促進

・地区防災計画策定に向けて県が主催する防災研修等の参加を促しています。今後は、実際に策定に向けて促進していく必要があります。(総務課)

(4) 消防体制の強化

① 消防力等の充実強化

- ・警戒宣言発令時、又は地震発生時は、速やかに部隊を編成し、消防・防災活動が行えるよう、幹部が交代となる時期に説明会を設けています。(総務課)

② 消防団員の確保対策等による消防団の活性化の推進

- ・消防団員の確保については、各地区分団に要望をしています。今後は、団員が入団しやすく、活動しやすい環境を創出し、消防団員確保に努めていく必要があります。(総務課)

■重要業績指標（K P I）

成果指標	現状値 [R2]		目標値 [R7]	担当課
地域防災計画の見直し	見直し中	➡	R2改訂 随時見直し	総務課
消防団員充足率	99%	➡	100%	総務課
災害時応援協定の締結数	26件	➡	40件	総務課
相互参加協力訓練数	0件	➡	1件	総務課
住民参加の図上訓練実施回数	0回/年	➡	1回/年	総務課
避難指示判断マニュアル策定	検討中	➡	R3策定	総務課
耐震性貯水槽整備件数	3件	➡	5件	総務課
地区防災計画作成	3地区	➡	5地区	総務課

5-2 B. 住宅・都市・土地利用

I. 住宅

(1) 建築物等の耐震対策の推進

① 町内建築物の耐震改修促進計画の推進

・平成31年3月に耐震促進計画を改訂済。計画に基づき、耐震診断及び耐震改修等を促進する必要があります。（建設水道課）

② 空き家等対策計画の推進

・平成30年3月に空き家等対策計画を策定。適切な管理がされない空き家は、放置期間が延びるほど損傷が増えていき、倒壊や火災など周辺住民の日常生活を脅かす危険性があり、町内全域の空き家の把握、特定空き家の認定等に努める必要があります。（総務課）

(2) 被災建物等の危険度判定の実施

① 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

・毎年、山梨県及び各市町村が参加し、応急危険度判定士出動要請訓練を実施しています。今後は、災害時に使用する応急危険度判定街区マップの作成（デジタル版）が必要となります。（建設水道課）

■重要業績指標（KPI）

成果指標	現状値 [R2]		目標値 [R7]	担当課
一般木造住宅耐震化率	63.3% H27	➡	90.0%	建設水道課
特定空き家認定件数	0件	➡	2件	総務課
応急危険度判定街区マップの作成	検討中	➡	R7完成	建設水道課

Ⅱ. 都市

(1) インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進

① 公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進

・公営住宅については、外壁改修・屋上防水等について計画的に実施しており、令和元年度をもって全団地の外部修繕が終了していますが、令和2年度作成の計画改訂版により、引き続き計画的な修繕を実施していきます。町内外問わず被災者の受け入れを鑑み、内部改善事業を検討する必要があります。(建設水道課)

② 橋の長寿命化計画により、橋梁の耐震化及び長寿命化を推進

・平成23年度策定（令和元年度改訂）の橋の長寿命化計画により、橋梁修繕及び耐震化を実施しています。全管理橋42橋のうち主要12橋において耐震化及び修繕を優先して進めていますが令和元年度末現在9橋の耐震化が終了しています。引き続き主要橋を優先的に全管理橋梁の耐震化及び長寿命化修繕を進める必要があります。(建設水道課)

③ 都市公園等施設の耐震化及び長寿命化の推進

・公園施設においては、大きな施設が少ないことから、細かい点検を続けることにより異変をいち早く察知し、的確な修繕を行うことにより長寿命化を図る必要があります。(建設水道課)

④ 水道の老朽管の布設替え及び耐震化の推進

・平成27年度の工事で石綿管の布設替えが完了し、今後は耐用年数が経過する古い管から計画的に耐震性のある管種に布設替えを実施していくため、年次計画を作成する必要があります。(建設水道課)

⑤ 下水道施設等の耐震化及び長寿命化の推進

・下水道施設の耐震化については、当初より管渠の耐震化を図っています。また定期的な調査・修繕により、管渠・マンホールの長寿命化を図っています。(建設水道課)

(2) 災害に強いまちづくりの推進

① 狭あい道路の拡幅の推進

・住宅地内の道路整備として、県道富士吉田西桂線事業が進行していますが災害時を想定し、池ノ頭2号線を新県道へ接続する事業を展開しています。その他においても緊急避難路への接続路線を中心とした路線網の構築を図る必要があります。また、災害危険箇所である下暮地河原地区への新橋を設置する事業も展開しており、これに合わせて避難路の道路改良を図る必要があります。その他災害危険箇所においても避難路としての道路改良を効率的に行う必要があります。(建設水道課)

■重要業績指標（K P I）

成果指標	現状値 [R2]		目標値 [R7]	担当課
町営住宅長寿命化改修棟数（第2期分）※全6棟中	0棟	➡	6棟	建設水道課
町営住宅内部リフォーム改修件数※全90室中	0件（室）	➡	90件（室）	建設水道課
耐震適合管布設率	81.2%	➡	97.0%	建設水道課
（仮称）宮作橋及び避難路の道路改良	下部工施工中	➡	R4完成	建設水道課

Ⅲ. 土地利用

（1） 森林の公益的機能の維持・増進

① 森林の公益的機能の維持・増進

・森林の荒廃による水源涵養機能の低下や土砂災害等を未然に防ぐため、国庫補助金と森林環境譲与税を財源とした森林整備（間伐、植栽等）が行われています。今後もこれらの事業を継続し実施していく必要があります。（産業振興課）

■重要業績指標（K P I）

成果指標	現状値 [R2]		目標値 [R7]	担当課
森林環境譲与税を活用しての町内森林の間伐件数	0件	➡	5件	産業振興課

5－3 C. 保健医療・福祉・教育

I. 保健医療

(1) 災害時の医療救護・搬送体制等の整備

① 医療救護の広域応援体制の整備

・広域災害救急情報システム（EMIS）を活用し、圏域を超えて医療機関等の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、迅速に医療・救護に関わる情報を収集・提供できるよう、訓練を重ねていく必要があります。（福祉保健課）

② 大規模災害時医療救護マニュアルの策定

・地域防災計画及び山梨県大規模災害時医療救護マニュアルを基に、災害対策の打ち合わせを行い、独自の体制について検討し、取り組んでいく必要があります。また、医療救護活動が速やかに行えるよう、保健所や医師会との連携体制を強化していく必要があります。（福祉保健課）

③ 防災ヘリポートの確保及び整備の推進

・小学校、中学校の校庭となっているため、専用のヘリポートの整備が必要です。（総務課）

(2) 災害時保健医療体制の整備

① 災害時における保健師活動マニュアルの策定

・大規模災害時における保健師活動マニュアルを活用し、迅速に対応できるよう保健師全員で机上訓練等を行っていく必要があります。（福祉保健課）

② 医薬品供給体制の整備

・災害時の備えとして、医療救護所の医薬品や医薬機材を備蓄し、毎年医薬品の期限等を確認することで、随時入れ替えを行います。住民に対しては、各家庭での常備薬の備蓄や処方薬の管理についての啓発を行っていく必要があります。また、県（保健所）、医師会などの関係団体と連携していく必要があります。さらに、感染症に特化したマスク、防護服及び消毒液等の備蓄も図っていく必要があります。（福祉保健課）

(3) 災害時防疫体制の整備

① 災害時防疫体制の整備

・感染症の予防として、平常時より、社会福祉施設（高齢者施設）等への対策を周知しています。また、感染症の蔓延防止策として予防接種率向上及びマスク、手指消毒剤の備蓄やその啓発に努める必要があります。加えて、災害発生時に感染症罹患者が発生した際は、蔓延防止に努められるように検討していく必要があります。（福祉保健課）

■重要業績指標（KPI）

成果指標	現状値 [R2]		目標値 [R7]	担当課
大規模災害時医療救護マニュアル策定	策定済み	⇒	改訂	福祉保健課
災害時における保健師活動マニュアル策定	検討中	⇒	完成	福祉保健課

Ⅱ. 福祉

(1) 福祉避難所等の運営体制の充実等

① 福祉避難所運営マニュアルの策定

・感染症対策も考慮した福祉避難所運営体制を整え、迅速な対応、適切な運営が可能となるよう、福祉避難所運営マニュアルの策定に取り組んでいく必要があります。また、従事者の運営訓練等を通じて適切な運用や適宜の見直しを行っていくことが重要です。（福祉保健課）

② 避難行動要支援者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施

・避難行動要支援者の避難誘導や避難所開設訓練等については、定期的に実施する必要があります。また、そのためにも地区防災計画の策定に努め、要配慮者における個別支援計画の整備を地域住民の協力により作成することが重要です。平常時より、要配慮者名簿を基に避難行動要支援者の把握や台帳登録に努め、民生委員や社会福祉協議会等、関係機関と連携及び協力する中、見守り活動の実施など地域における支援体制を推進する必要があります。（福祉保健課）

③ 避難所への公的備蓄の保管促進（食料の確保）

・避難所への公的備蓄については、計画的に備蓄を進めています。今後も、備蓄食料等の保管推進に取り組んでいく必要があります。様々な避難者に対する必要な備蓄品の確保を促進する必要があります。（総務課・福祉保健課）

④ 女性や子育て家庭、要配慮者に配慮した避難所運営の推進

・福祉避難所等の運営については、適切な避難所運営の推進を図るため、関係機関等と連携しながら、運営マニュアルの策定に取り組み、要配慮者に配慮した避難所運営の推進に努めていく必要があります。また、女性や子育て家庭、要配慮者に配慮した避難所の設置にも取り組む必要があります。要配慮者を受け入れるための避難所施設の安全性の確保と要配慮者特有の備品及び資材の確保及び備蓄に努める必要があります。（福祉保健課）

⑤ ボランティアコーディネーターの養成の推進

・社会福祉協議会と連携し、ボランティアコーディネーターの養成に取り組み、今後も避難所運営において、ボランティア部門が有効に働くようコーディネーターの養成及び訓練強化に取り組んでいく必要があります。(福祉保健課)

⑥ 要配慮者支援マニュアル等の策定

・要配慮者支援マニュアルの策定を行い、要配慮者支援の充実に向け取り組んでいくとともに、災害対応の強化を図っていく必要があります。福祉避難所運営マニュアルを整備するため、運営訓練等を通じて適切な運用や適宜の見直しを行っていくことが必要です。(福祉保健課)

⑦ 保育所・児童館における避難所運営体制の整備

・保育所、児童館については保護者への引渡しが原則ですが迎えに来られない子ども達の明確な避難所がありません。きずな未来館で受け入れを行うか検討していく必要があります。(保育所・子育て支援室)

(2) 保育所・児童館における防災対策の推進

① 保育所・児童館における避難訓練の実施

・災害時において、幼児・児童が安全に落ち着いて避難できるよう、毎月地震や火災を想定した避難訓練・保護者引き渡し訓練を実施しています。またミニ消防車けし丸号による放水体験、防災教室など消防署の協力を得て、引き続き子ども達の安全確保のため、継続して取り組みを行います。避難訓練に関して教育委員会（子育て支援室・小中学校）との合同訓練を行う必要があります。(保育所)

・児童館（学童クラブ）防災マニュアルを基に、災害時の児童・保護者の安全確保を優先に迅速に対応できるよう、毎月の避難訓練計画を策定、実施しています。施設内教育委員会職員の協力を得て、通報機・防火扉等の操作・動線確保の確認を実施しています。避難訓練に関して教育委員会（小中学校・保育所）との合同訓練を行う必要があります。(子育て支援室)

(3) 社会福祉施設の防災資機材整備

① 社会福祉施設（高齢者施設・児童福祉施設等）における防災資機材の整備促進

・社会福祉施設（高齢者施設・児童福祉施設等）における防災資機材については、管理点検等を実施する中、資機材確保を図っています。今後も、資機材充実に向け取り組んでいく必要があります。(福祉保健課)

■重要業績指標（KPI）

成果指標	現状値 [R2]		目標値 [R7]	担当課
福祉避難所運営マニュアル策定	検討中	➡	完成	福祉保健課
要配慮者支援マニュアル策定	検討中	➡	完成	福祉保健課
要配慮者における個別支援計画整備	検討中	➡	完成	福祉保健課
ボランティアコーディネーターの養成	0人	➡	1人	福祉保健課
保育所・児童館・小中学校の合同避難訓練実施	検討中	➡	1～2回/年	保育所 子育て支援室

Ⅲ. 教育

(1) 学校における防災対策の推進

① 学校の校舎、屋内運動場等建築物の耐震対策の推進

・平成18年度末までに耐震診断を行い、学校の校舎・小学校食堂・屋内運動場は耐震化率100%となりました。また、吊り天井を有する屋内運動場についても改修を行いました。学校施設は避難所に指定されているため、日頃から非構造部材の点検を行っています。（教育委員会）

② 学校における避難訓練の実施

・児童生徒を安全に避難させるため、引き渡し訓練を実施しています。また、日々、児童生徒の意識の向上や、より安全な対策について検討を行っています。今後も、児童生徒の安全確保のため、避難訓練を継続していきますが、保育所、小学校及び中学校に子どもが在籍する保護者もいるため合同訓練の取り組みを行う必要があります。（教育委員会）

(2) 学校における避難所運営体制の整備

① 学校における避難所運営体制の整備

・小中学校において、学校で作成する危機管理マニュアルの中で、学校が避難所となった場合の避難所運営の対応方法を、学校独自で定めています。今後は、町内小中学校の防災設備の使用方法及び防災備蓄の保管状況等についての資料の作成を行っていく必要があります。（教育委員会）

■重要業績指標（K P I）

成果指標	現状値 [R2]		目標値 [R7]	担当課
小学校防災設備使用方法マニュアルの策定 小学校防災備蓄台帳の作成	検討中	➡	R7完成	教育委員会
中学校防災設備使用方法マニュアルの策定 中学校防災備蓄台帳の作成	検討中	➡	R7完成	教育委員会

5－4 D. 産業・エネルギー

I. 産業

(1) 農村資源の保全管理活動の推進

① 農村資源の保全管理活動の推進

・農業・農村の公益的機能を高度に発揮させるため、地域コミュニティと連携した保全活動を協働により引き続き推進する必要があります。（産業振興課）

(2) 農産物の生産技術の普及等

① 農業者に対する経営再建資金制度の周知

・災害後、迅速かつ効率的に経営再建が図られるよう、農業者に対する経営再建対策として、山梨県農業施設復旧支援対策資金利子補給補助への申請支援を行っています。大規模な自然災害に備え、引き続き制度周知を行っていく必要があります。（産業振興課）

(3) 鳥獣害対策の推進

① 鳥獣害対策の推進

・鳥獣による農作物の被害や、森林の荒廃を防止するため、猟友会に委託し管理捕獲事業を実施しています。被害地域の要望を受けながら、地域と連携した電気柵の整備を進め有害鳥獣対策を行っていく必要があります。（産業振興課）

(4) 富士山火山噴火に伴う降灰から居住地域、農地及び森林の保全

① 富士山火山噴火に伴う降灰から居住地域、農地及び森林の保全

・災害発生後にいち早く復旧復興に資するため、老朽化した農業用排水施設の整備や、地域ぐるみの協働活動による保全管理を推進します。また、森林の公益的機能を高度に発揮させるため、地域コミュニティと連携した森林整備・保全活動を推進する必要があります。（産業振興課）

■重要業績指標（K P I）

成果指標	現状値 [R2]		目標値 [R7]	担当課
山梨県農業施設復旧支援対策資金利子補給補助件数	0件	➡	0件	産業振興課
有害鳥獣用電気柵整備延長	1.5km	➡	3.0km	産業振興課
地域の協働活動による農地の保安全管理件数	1件	➡	2件	産業振興課

Ⅱ. エネルギー

(1) 地域の自立型エネルギー導入対策の推進等

① 住宅等への自立型電源の普及促進

・地球環境にやさしい新エネルギーを積極的に推進するために、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、補助金の交付を行っています。引き続き住宅等への自立型電源の普及も含め促進する必要があります。（産業振興課）

(2) 防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入の推進

① 防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入の推進

・指定避難場所に指定した「きずな未来館」に太陽光パネルを設置し、再生可能エネルギーを活用しています。引き続き、再生可能エネルギーの導入を推進していく必要があります。（産業振興課）

■重要業績指標（K P I）

成果指標	現状値 [R2]		目標値 [R7]	担当課
住宅用太陽光発電設置件数	1件/年	➡	3件/年	産業振興課
公共施設への再生可能エネルギー導入	1施設	➡	2施設	産業振興課

5－5 E. 情報通信・交通・物流

I. 情報通信

(1) 防災・災害情報提供体制の整備

① 被災者支援情報提供体制の整備

・防災用のノートパソコンを庁舎内に配備しています。訓練を行い、災害時に対応できるようにする必要があります。災害発生時に住民検索ができるシステム及び管理端末の他に、避難所名簿など被災者支援情報提供体制システムの整備を検討する必要があります。(総務課)

(2) 庁舎の災害対応力の強化

① 各種システムの緊急時運用体制の確立

・情報システムの緊急時運用体制については、「情報システムに関する業務継続計画」を策定し、震災時に主要情報システムの早期復旧を行う体制づくりが必要であるため、計画を早急に策定する必要があります。(総務課)

② 主要データ、プログラムの東海地震に係る地震防災対策強化地域外への保管及びバックアップ機能強化

・主要データについては、本町外の峡中地域にバックアップを保存していますが、同じ東海地震に係る地震防災対策強化地域内のため、地域外（県外）へのデータ保管が必要です。(総務課)

(3) 被害情報の収集体制の確立

① 防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立

・災害時に無線機、防災衛星電話を活用できるように平時の訓練を充実させる必要があります。また自主防災組織との被害情報の収集体制についても検討し訓練の必要があります。(総務課)

(4) 通信機能の強化

① 防災情報伝達システム等による情報伝達機能の強化

・防災情報伝達体制の強化を図るため、全世帯に防災ラジオを整備しています。今後、新しい情報伝達手段を導入するにあたり、スマートフォン等を用いた、今と同等以上の情報伝達体制の構築を図ります。(総務課)

② 避難所等の電源確保体制の整備

・避難所等の電源確保体制として、可搬型発動発電機や投光器を整備しています。今後も非常用発電機とその燃料等を確保する必要があります。(総務課)

(5) 高齢者、障害者に対する情報支援体制の構築

① 高齢者、障害者に対する情報支援体制の構築

・要配慮者名簿の整備を行い、その運用方法について検討していく中で、地域における支援者との連携や登録されている高齢者・障害者（児）の個別支援体制について検討していく必要があります。高齢者や障害者等に災害避難情報が伝達しやすくするための防災情報伝達システムの整備をすることや災害弱者に対する支援を迅速に行うための要配慮者名簿のシステム化を早急に図ることが必要です。視覚障害者に対する介助ボランティアや聴覚障害者に対する手話通訳者の確保を図る必要があります。（福祉保健課）

■重要業績指標（K P I）

成果指標	現状値 [R2]		目標値 [R7]	担当課
被災者支援情報提供体制システム整備	検討中	➡	R7完成	総務課
情報システムに関する業務継続計画策定	検討中	➡	R7完成	総務課
主要データ、プログラムの県外への保管	検討中	➡	R7完成	総務課
自主防災組織との被害情報の収集訓練	1回/年	➡	1回/年	総務課
西桂町安全安心情報メール登録者数	369人	➡	500人	総務課
新防災情報システムによる町民のアプリダウンロード件数	500件	➡	2,000件	総務課
非常用発電機及び燃料確保公共施設数	4件	➡	6件	総務課

Ⅱ. 交通・物流

(1) 緊急物資や燃料の確保

① 緊急物資の調達（調達の協定）

・災害発生時の緊急物資の調達については、民間企業等と協定を結び、緊急物資の確保に努めています。引き続き、民間企業等との協定を結んでいく必要があります。（総務課）

② 緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築

・他市町村等から搬送される救護物資、または調達した物資は、役場庁舎や町防災倉庫に集積します。物資が大量である場合の集積場所を選定する必要があります。(総務課)

③ 燃料供給ルートの確保

・災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、広域の県指定緊急輸送道路と役場、指定避難所、ヘリコプター発着地、救護物資集積所等、町の防災拠点とを結ぶ道路を緊急輸送道路として指定し、整備を図る必要があります。(総務課)

(2) 災害時応急対策の推進

① 災害時における応急対策業務の協力体制の推進

・災害時の迅速な被害情報収集や円滑な応急対策業務の確立のため、トラック協会や山梨県建築士会などと協定を締結しています。今後は、町内の事務所と迅速な連携が取れるように協定を締結していきます。(総務課)

② 災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進

・応急仮設住宅の候補地が少ないため、新たな候補地の発掘を行う必要があります。民間住宅借上げ型応急仮設住宅については、県の実施要領に従って実施することになっています。今後は事務処理手順や県との連絡体制の確認を行う必要があります。(総務課)

③ 道路の点検、啓開方法マニュアルの策定及び訓練の実施

・災害時の応急点検マニュアルを策定し、訓練を実施する必要があります。(建設水道課)

④ 災害時における給水協力関係の強化

・「災害時における水道施設の応急措置等の協力に関する協定書」を町と西桂町水道指定工事店組合との間で令和2年度より締結予定です。(建設水道課)

⑤ 避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進

・広域避難について中央市、昭和町と協定を締結しています。今後は、輸送等の対応について民間団体と協定を締結していく必要があります。(総務課)

(3) 避難路となる幹線道路等の整備

① 避難路となる基幹道路、生活幹線道路の整備推進

・広域的な避難路である国道、県道を中心にした道路網を確保する必要があります。(建設水道課)

② 緊急輸送道路となる幹線道路の整備

- ・広域的な避難路である国道、県道を中心にした道路網を確保する必要があります。(建設水道課)

③ 富士山火山噴火等の災害に備えた道路網の整備

- ・地域住民や富士山を訪れる観光客などの避難誘導、救援や物資輸送等を円滑に行うため、避難路や緊急輸送路となる幹線道路や生活道路等の整備を推進してきました。しかし、未整備の箇所も多く、災害時の非常事態に対応した交通の確保が課題であることから、引き続き富士山噴火や豪雨・豪雪等の災害に当該地域からの避難・救援路となる道路網の整備を推進していく必要があります。また、老朽化対策として、既存道路の改修などを推進していく必要があります。(建設水道課)

(4) 道路除排雪計画の運用

① 道路除排雪計画の検討・見直し

- ・主要幹線道路管理者である国、県と連携した除排雪計画のほか、町内の除排雪作業が可能な業者の実情を反映した計画を策定する必要があります。(建設水道課)

(5) 交通規制及び交通安全対策の実施

① 交通安全施設等の整備の推進

- ・町道における交通の安全を確保するため、引き続き、カーブミラー、防護柵、通学路のカラー化などを実施していく必要があります。(総務課・教育委員会)

(6) 富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保のための体制づくり

① 富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保のための体制づくり

- ・近隣市町村との広域的な避難交通ネットワークを構築する必要があります。(建設水道課)

■重要業績指標（K P I）

成果指標	現状値 [R2]		目標値 [R7]	担当課
民間企業等との緊急物資の調達協定締結数	0件	➡	1件	総務課
他市町村、他団体等からの緊急物資受け入れ集積所の確保	検討中	➡	防災倉庫	総務課
災害時における町内事業所との応急対策連携協定締結数	0件	➡	5件	総務課
災害時の道路応急点検マニュアル策定	検討中	➡	R7完成	建設水道課
災害時における水道施設の応急措置等の協力に関する協定書締結	検討中	➡	R2締結	建設水道課
道路除排雪計画の見直し	検討中	➡	R7改訂	建設水道課

5－6 F．国土保全・環境

I． 国土保全

(1) 土砂災害対策の推進

① 治山事業による土砂災害対策の着実な推進

・毎年、山梨県と町担当職員による「山地災害防止パトロール」を実施し、危険箇所の確認を行っています。必要な箇所について県に要望し実施してきましたが、引き続き県に要望し、実施する必要があります。また、小規模な治山工事は町で実施します。（建設水道課・産業振興課）

② 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

・土砂災害を未然に防ぐための砂防施設を県で整備を実施しています。今後も必要な箇所の整備を要望していく必要があります。（建設水道課）

(2) 水防対策の推進

① 水防訓練の実施

・土のう作成などを総合防災訓練時に実施していますが、実践的な水防訓練を実施していく必要があります。（総務課）

② 水防用資機材の備蓄

・町防災倉庫に土のう、スコップ、ビニールシート等を備蓄していますが、今後、排水ポンプ等の整備を考える必要があります。(総務課)

(3) 洪水被害等を防止する排水施設の整備

① 洪水被害等を防止する排水施設の整備

・排水対策として、白山川があり維持管理を続けています。比較的新しい設備であるため大きな劣化は見られませんが、引き続き維持管理を適度に行う必要があります。その他排水対策施設は1級河川になるため、不具合等があれば県へ修繕要望をしていきます。(建設水道課)

■重要業績指標（K P I）

成果指標	現状値 [R2]		目標値 [R7]	担当課
実践的な水防訓練実施回数	0回/年	➡	1回/年	総務課

Ⅱ. 環境

(1) 災害廃棄物処理体制の整備

① 災害廃棄物処理体制の整備

・西桂町地域防災計画・西桂町災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を目指していますが、早期に復旧・復興を目指してできる限り速やかな復興に努める必要があります。(産業振興課)

(2) 大気汚染物質の測定

① 大気汚染物質の測定

・大気中の汚染物質の測定については、山梨県が県内各所で行い、結果を県ホームページで公表しています。引き続き、情報共有や測定についての協力体制を図っていく必要があります。(産業振興課)

第6章 施策の重点化

6-1 特に回避すべき「起きてはならない最悪の事態」の選定

限られた資源、財源で町土の強靱化を進めるためには、施策の優先度の高いものについて重点化しながら進める必要があります。このため、8の「事前に備えるべき目標」に係る33の「起きてはならない最悪の事態」の中から、基本目標の一つである「人命の保護が最大限図られること」の観点により、特に回避すべき10の「起きてはならない最悪の事態」を選定しました。

■ 特に回避すべき起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		優先的に取り組むリスクシナリオ	
1	人命の保護が最大限図られる	1-1	市街地での建物・交通施設等の大規模な損壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（困難な場合の必要な対応を含む）	1-2	公共施設、病院、学校、社会福祉施設、商業施設、観光施設等、不特定多数が集まる施設の損壊、倒壊や火災
3	必要不可欠な行政機能を確保する	1-4	豪雨や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
4	必要不可欠な情報通信機能を確保する	1-5	富士山火山噴火による多数の死傷者の発生
5	経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	1-6	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
6	生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資が行き渡らない事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を有する	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		3-3	災害対策拠点である役場施設の倒壊及び災害拠点機能の混乱による行政機能の大幅な低下や停止
		4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

6-2 施策の重点化

6-1の特回避すべき「起きてはならない最悪の事態」に対応する施策の中から、脆弱性評価の結果を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を回避するために効果が大きい施策又は緊急性が高い施策、影響が広範囲にわたる施策、災害時だけでなく平時の活用度が高い施策等を優先度の高い施策として選定し、本計画において特定したリスク（大規模自然災害）ごとの対策として明記しました。

なお、施策の重点化については、毎年度の計画の進捗管理を踏まえ適宜見直しを実施します。

また、災害に強いまちづくりを進めるため、建築物について国の施策である公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅地区改良事業、公営住宅関連事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業、空き家対策再生推進事業等を推進します。また、インフラについても国の施策である社会資本整備総合交付金事業、防災・安全交付金事業等を推進します。

(1) 地震

ア 耐震化等の対策

該当するリスクシナリオ
1-1市街地での建物・交通施設等の大規模な損壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
1-2公共施設、病院、学校、社会福祉施設、商業施設、観光施設等、不特定多数が集まる施設の損壊、倒壊や火災
2-1交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資が行き渡らない事態

建築物の地震に対する安全性向上のため、役場庁舎、学校等の公的施設、避難路沿道建築物、住宅等の耐震対策の促進を図るとともに、インフラ等の耐震化・長寿命化等を通じて災害に強い地域づくりを推進します。

また、住民主導の防災訓練等の各種訓練を通して町民の防災意識や災害対応力の向上を図るとともに、町内各地区の地区防災計画策定を推進し、自主防災組織の充実強化を図ります。

(7) 建築物等の耐震対策の推進

- ・ 学校の校舎、屋内運動場等建築物の耐震対策の推進
- ・ 耐震改修促進計画の推進
- ・ 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施
- ・ 耐震性貯水槽の整備
- ・ 水道の老朽管の布設替え及び耐震化の推進

- ・下水道施設の耐震化及び長寿命化の推進

(イ) 庁舎等の耐震化

- ・本庁舎の耐震化
- ・本庁舎以外の耐震化

(ウ) 災害に強いまちづくりの推進

- ・災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進
- ・狭あい道路の拡幅の推進
- ・保育所・児童館における避難所運営体制の整備
- ・学校における避難所運営体制の整備
- ・災害時における給水協力関係の強化
- ・保育所・児童館における避難訓練の実施
- ・学校における避難訓練の実施
- ・高齢者・障害者に対する情報支援体制の構築

(エ) インフラ等の耐震化及び長寿命化

- ・公営住宅長寿命化計画により、施設の長寿命化を推進
- ・橋の長寿命化計画により、橋梁の耐震化及び長寿命化を推進
- ・都市公園等施設の耐震化及び長寿命化の推進
- ・水道の老朽管の布設替え及び耐震化の推進
- ・下水道施設等の耐震化及び長寿命化の推進

(オ) 地域防災力の強化

- ・住民主導の防災訓練の実施
- ・自主防災組織の充実強化及び維持

(2) 豪雨・豪雪等

ア 土砂災害対策

該当するリスクシナリオ
1-4豪雨や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生 1-6大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生 2-1交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資が行き渡らない事態

土砂災害から町民の生命・財産を守る砂防施設や治山施設等の整備を推進します。避難路となる基幹道路、生活幹線道路の道路網整備により災害に強い交通網の整備を図ります。

また、発災時の生活必需物資の調達、燃料等確保のための各関係事業者との協定締結を推進するとともに、発災後の道路機能を迅速に回復させるための体制整備等を推進します。

(7) 土砂災害対策の推進

- ・ 治山事業による土砂災害対策の推進
- ・ 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

(4) 緊急物資・燃料の確保

- ・ 災害時における燃料確保の推進
- ・ 災害備蓄品の確保
- ・ 医薬品供給体制の整備
- ・ 避難所への公的備蓄の保管促進（食料の確保）
- ・ 緊急物資の調達（調達の協定）
- ・ 緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築
- ・ 災害時における給水協力関係の強化

(7) 災害に備えた道路ネットワークの整備推進

- ・ 避難路となる基幹道路、生活幹線道路の整備推進
- ・ 県道富士吉田西桂線の整備促進
- ・ 狭あい道路の拡幅の推進

(エ) 道路除排雪計画の運用等

- ・道路除排雪計画の検討・見直し

(オ) 地域の防災力強化

- ・自主防災組織、人材の育成及び意識啓発
- ・地区防災計画の作成促進

(3) 富士山火山噴火

ア 富士山火山噴火対策

該当するリスクシナリオ
1-5富士山火山噴火による多数の死傷者の発生

富士山火山噴火を想定した訓練を継続して実施するとともに、避難路となる道路網の整備や広域的な避難交通ネットワークの構築について国・県に要望を行います。

(7) 住民等の避難対策

- ・避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進

(イ) 災害時に備えた道路ネットワークの整備推進

- ・富士山火山噴火等の災害に備えた道路網の整備
- ・富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保のための体制づくり

(ウ) 居住地域、農地及び森林の保全対策

- ・富士山火山噴火に伴う降灰から居住地域、農地及び森林の保全

(4) すべての災害に関連する事項

ア 情報収集・発信体制の強化

該当するリスクシナリオ
4-1電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

町民への正確な情報提供体制の構築、被災情報の迅速な収集・共有のためのシステム整備等の

被害情報収集体制の構築を行います。

(7) 通信機能の強化

- ・防災情報伝達システム等による情報伝達機能の強化
- ・避難所等の電源確保体制の整備

(4) 防災・災害情報提供体制の整備

- ・被災者支援情報提供体制の整備

(5) 被害情報の収集体制の確立

- ・防災無線、防災衛星電話等による被害情報の収集体制の確立
- ・防災情報システム（アプリ）の運用

イ 医療・救護活動体制の強化

該当するリスクシナリオ
2-6被災地における疫病・感染症等の大規模発生 2-7劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

女性や子育て家庭、要配慮者等に配慮した医療・救護活動体制の充実強化を図ります。

(7) 災害時医療救護体制の充実

- ・医療救護の広域応援体制の整備
- ・災害時防疫体制の構築
- ・医薬品供給体制の整備
- ・要支援者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施
- ・避難所への公的備蓄の保管促進（食料の確保）

ウ 役場庁舎等行政機関の維持

該当するリスクシナリオ
3-3災害対策拠点である役場施設の倒壊及び災害拠点機能の混乱による行政機能の大幅な低下や停止

役場庁舎の耐震化等の対策や災害対策本部・初動体制等の強化、業務継続・早期復旧のための体制整備等を行い役場の災害対応力の強化を図るとともに、地域防災力の強化を図ります。ま

た、防災拠点等の非常用電源の確保をするため、自家用発電機や再生可能エネルギー等の導入を推進します。

(7) 役場の災害対応力の強化

- ・ 災害対応能力の強化
- ・ 地震発生時の業務継続体制の確立
- ・ 各種システムの緊急時運用体制の確立
- ・ 主要データ・プログラムの東海地震に係る地震防災対策強化地域外への保管及びバックアップ機能強化

(4) 防災体制の充実・強化

- ・ 非常参集体制の確立
- ・ 災害時における連絡体制の強化

(5) 地域防災力の強化

- ・ 災害時における応急対策業務の協力体制の推進
- ・ 各地区自主防災組織への職員派遣体制の確立

(1) 電源確保体制の整備

- ・ 防災拠点施設における再生可能エネルギー等の導入の推進
- ・ 自家用発電機の整備

エ 老朽化対策の推進

これから更新時期を迎える老朽施設が増加することを見据え、公共施設等（公共建築物・インフラ）の総合的かつ計画的な管理を推進する計画を策定し、フォローアップするとともに、個別の長寿命化計画等に基づき計画的な公共施設等の老朽化対策を推進します。

(7) 公共施設等の総合的・計画的な管理の推進

- ・ 西桂町公共施設等総合管理計画（平成28年度）に基づく公共施設等の総合的・計画的な管理の推進

(4) 公共施設等の老朽化対策の推進

- ・ 西桂町公共施設個別施設計画（令和元年度）に基づく公共施設等の耐震化及び長寿命化の推進

6-3 災害に強いまちづくりのため活用する国・県等の支援策

災害に強いまちづくりを進めるため、下記の国・県等による支援策を活用して推進していきます。

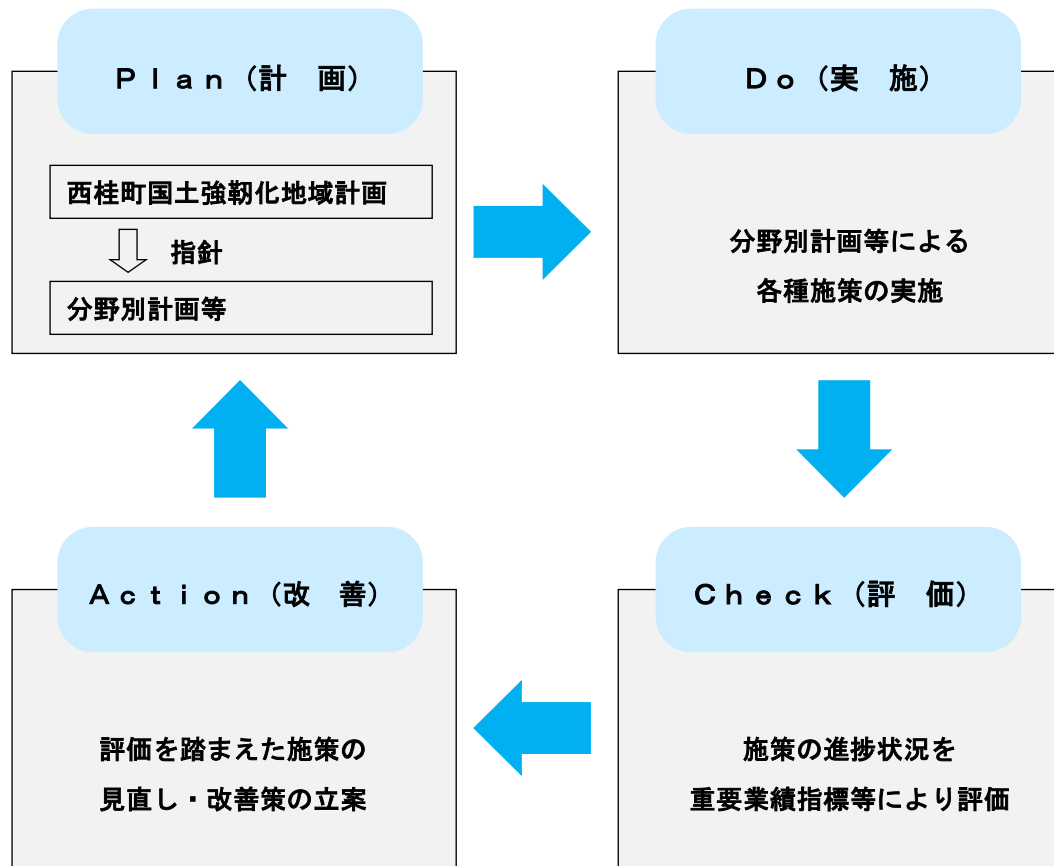
- 【内閣府】 地方創生整備推進交付金
- 【総務省】 無線システム普及支援事業費等補助金（公衆無線LAN環境整備支援事業）、消防防災設備費補助金、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、公営住宅建設事業債、災害復旧事業債、教育・福祉施設等整備事業債（学校教育施設等整備事業債、社会福祉施設整備事業債、一般補助施設整備等事業債、施設整備事業債（一般財源化分）、一般単独事業債（一般事業、地域活性化事業、防災対策事業、地方道路等整備事業、緊急防災・減災事業、公共施設等適正管理推進事業、緊急自然災害防止対策事業、緊急浚渫推進事業）、水道事業債（簡易水道事業）、介護サービス事業債、下水道事業債、
- 【文部科学省】 学校施設環境改善交付金
- 【厚生労働省】 社会福祉施設等施設整備費補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金、保育所等整備交付金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金、地方改善施設整備費補助金
- 【農林水産省】 農村地域防災減災事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、鳥獣被害防止総合対策交付金、治山事業、林業・木材産業成長産業化促進対策、水産基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金、森林・山村多面的機能発揮対策交付金
- 【経済産業省】 災害時に備えた社会的重要インフラへの自営的な燃料備蓄の推進事業費補助金、災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費
- 【国土交通省】 防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金、住宅市街地総合整備促進事業費補助、特定土砂災害対策推進事業費補助、道路事業費補助、下水道防災事業費補助
- 【環境省】 循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
- 【山梨県】 山梨県避難所非常用電源整備促進事業費補助金、小規模治山事業補助金、木造住宅耐震診断支援事業補助金、木造住宅耐震改修設計支援事業補助金、木造住宅耐震シェルター設置支援事業費補助金、災害時避難路通行確保対策事業補助金、ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金、山梨県空き家対策総合支援事業費補助金

第7章 計画の推進と見直し

7-1 計画の進捗管理と見直し

本町の強靱化に向けては、本計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要です。

このため、本計画の推進に当たっては、関連施策の進捗状況を適切に管理しながら、毎年度PDCAサイクルにより、指標や各取組の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていきます。



7-2 計画の推進期間

本計画は、他の計画の指針という性格や中長期的な推進方針を明らかにしていることから、2021（令和3）年度から2026（令和7）年度までの5年間を推進期間とします。ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

7-3 他の計画等の見直し

本計画は、町における強靱化計画以外の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていきます。

資料編

■ 重要業績指標（KPI）一覧

A. 災害対策本部／行政機能／防災・消防

I. 災害対策本部

■重要業績指標（KPI）

成果指標	現状値 [R2]		目標値 [R7]	担当課
防災情報システム（アプリ）を用いた災害対策本部の図上訓練実施回数	1回/年	➡	4回/年	総務課
防災関係機関との合同訓練実施回数	0回/年	➡	2回/年	総務課

II. 行政機能

成果指標	現状値 [R2]		目標値 [R7]	担当課
新庁舎整備事業	用地取得	➡	庁舎完成	総務課 企画財政課
公用車への防災用品・誘導灯の整備	0台	➡	全ての公用車に整備	総務課
BCPに基づく職員訓練回数	0回/年	➡	1回/年	総務課
災害時燃料供給の燃料供給業者との協定締結数	0件	➡	4件	総務課

Ⅲ. 防災・消防

成果指標	現状値 [R2]		目標値 [R7]	担当課
地域防災計画の見直し	見直し中	➡	R2改訂 随時見直し	総務課
消防団員充足率	99%	➡	100%	総務課
災害時応援協定の締結数	26件	➡	40件	総務課
相互参加協力訓練数	0件	➡	1件	総務課
住民参加の図上訓練実施回数	0回/年	➡	1回/年	総務課
避難指示判断マニュアル策定	検討中	➡	R3策定	総務課
耐震性貯水槽整備件数	3件	➡	5件	総務課
地区防災計画作成	3地区	➡	5地区	総務課

B. 住宅・都市・公園

I. 住宅

成果指標	現状値 [R2]		目標値 [R7]	担当課
一般木造住宅耐震化率	63.3% H27	➡	90.0%	建設水道課
特定空き家認定件数	0件	➡	2件	総務課
応急危険度判定街区マップの作成	検討中	➡	R7完成	建設水道課

Ⅱ. 都 市

成果指標	現状値 [R2]		目標値 [R7]	担当課
町営住宅長寿命化改修棟数（第2期分）※全6棟中	0棟	➡	6棟	建設水道課
町営住宅内部リフォーム改修件数 ※全90室中	0件（室）	➡	90件（室）	建設水道課
耐震適合管布設率	81.2%	➡	97.0%	建設水道課
（仮称）宮作橋及び避難路の道路改良	下部工施工中	➡	R4完成	建設水道課

Ⅲ. 土地利用

成果指標	現状値 [R2]		目標値 [R7]	担当課
森林環境譲与税を活用しての町内森林の間伐件数	0件	➡	5件	産業振興課

C. 保健医療・福祉・教育

I. 保健医療

成果指標	現状値 [R2]		目標値 [R7]	担当課
大規模災害時医療救護マニュアル策定	策定済み	➡	改訂	福祉保健課
災害時における保健師活動マニュアル策定	検討中	➡	完成	福祉保健課

Ⅱ. 福 祉

成果指標	現状値 [R2]		目標値 [R7]	担当課
福祉避難所運営マニュアル策定	検討中	➡	完成	福祉保健課
要配慮者支援マニュアル策定	検討中	➡	完成	福祉保健課
要配慮者における個別支援計画整備	検討中	➡	完成	福祉保健課
ボランティアコーディネーターの養成	0人	➡	1人	福祉保健課
保育所・児童館・小中学校の合同避難訓練実施	検討中	➡	1～2回/年	保育所 子育て支援室

Ⅲ. 教 育

成果指標	現状値 [R2]		目標値 [R7]	担当課
小学校防災設備使用方法マニュアルの策定 小学校防災備蓄台帳の作成	検討中	➡	R7完成	教育委員会
中学校防災設備使用方法マニュアルの策定 中学校防災備蓄台帳の作成	検討中	➡	R7完成	教育委員会

D. 産業・エネルギー

I. 産 業

成果指標	現状値 [R2]		目標値 [R7]	担当課
山梨県農業施設復旧支援対策資金利子補給補助件数	0件	➡	0件	産業振興課
有害鳥獣用電気柵整備延長	1.5km	➡	3.0km	産業振興課
地域の協働活動による農地の保安全管理件数	1件	➡	2件	産業振興課

Ⅱ. エネルギー

成果指標	現状値 [R2]		目標値 [R7]	担当課
住宅用太陽光発電設置件数	1件/年	➡	3件/年	産業振興課
公共施設への再生可能エネルギー導入	1施設	➡	2施設	産業振興課

Ⅴ. 情報通信・交通・物流

Ⅰ. 情報通信

成果指標	現状値 [R2]		目標値 [R7]	担当課
被災者支援情報提供体制システム整備	検討中	➡	R7完成	総務課
情報システムに関する業務継続計画策定	検討中	➡	R7完成	総務課
主要データ、プログラムの県外への保管	検討中	➡	R7完成	総務課
自主防災組織との被害情報の収集訓練	1回/年	➡	1回/年	総務課
西桂町安全安心情報メール登録者数	369人	➡	500人	総務課
新防災情報システムによる町民のアプリダウンロード件数	500件	➡	2,000件	総務課
非常用発電機及び燃料確保公共施設数	4件	➡	6件	総務課

Ⅱ. 交通・物流

成果指標	現状値 [R2]		目標値 [R7]	担当課
民間企業等との緊急物資の調達協定締結数	0件	➡	1件	総務課
他市町村、他団体等からの緊急物資受け入れ集積所の確保	検討中	➡	防災倉庫	総務課
災害時における町内事業所との応急対策連携協定締結数	0件	➡	5件	総務課
災害時の道路応急点検マニュアル策定	検討中	➡	R7完成	建設水道課
災害時における水道施設の応急措置等の協力に関する協定書締結	検討中	➡	R2締結	建設水道課
道路除排雪計画の見直し	検討中	➡	R7改訂	建設水道課

F. 国土保全・環境

I. 国土保全

成果指標	現状値 [R2]		目標値 [R7]	担当課
実践的な水防訓練実施回数	0回/年	➡	1回/年	総務課

■ 西桂町国土強靱化地域計画策定までの経過

令和2年

2月12日 第1回職員プロジェクトチーム会議
(基本目標、想定される自然災害、計画期間の決定)

7月 7日 第2回職員プロジェクトチーム会議(書面会議)
(事前に備えるべき目標、リスクシナリオの決定)

10月 8日 第3回職員プロジェクトチーム会議(施策分野、マトリクスの決定)

10月22日 第4回職員プロジェクトチーム会議
(脆弱性分析・評価、リスクへの対応方策、重点化と優先順位付けの決定)

11月 4日 第5回職員プロジェクトチーム会議(計画素案決定)

11月 6日 庁議(計画案決定)

11月9日～12月11日 パブリックコメント実施(意見提出者0名 0件)

12月15日 第1回西桂町国土強靱化地域計画検討委員会(計画諮問・素案審議)

令和3年

1月 6日 第6回職員プロジェクトチーム会議(素案修正案の審議)

1月25日 第2回西桂町国土強靱化地域計画検討委員会(素案審査・答申)

■ 西桂町国土強靱化地域計画検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条の規定による西桂町国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）の策定を円滑に行うため、西桂町国土強靱化地域計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、地域計画に関する事項について検討、提言等を行う。

（組織）

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町議会議員
- (3) 各種団体の代表者
- (4) その他町長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この要綱の施行後、最初に召集される委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が召集する。

■ 西桂町国土強靱化地域計画検討委員会名簿

No.	役 職 名	氏 名	公 職 名
①	委員長	鈴木 猛康	山梨大学大学院総合研究部工学域土木環境工学系教授 地域防災・マネジメント研究センター センター長 特定非営利活動法人防災推進機構 理事長
②	副委員長	瀧口 幸男	西桂町議会議長
③	委 員	武藤 隆義	西桂町消防委員会委員（町議会選出）
④	委 員	渡辺 正芳	西桂町消防委員会委員（町議会選出）
⑤	委 員	岩田 裕展	西桂町消防団 団長
⑥	委 員	板垣 俊男	大月交通安全協会 西桂支部長
⑦	委 員	川村 達彦	西桂町教育長
⑧	委 員	佐藤 貴之	国土交通省甲府河川国道事務所富士吉田出張所長
⑨	委 員	舟窪 弘	富士東部建設事務所 吉田支所長
⑩	委 員	長田 明久	富士五湖消防本部 消防長
⑪	委 員	中蔦 賢一	大月警察署 西桂駐在員

西桂町国土強靱化地域計画

令和3年1月

発 行 西 桂 町

<http://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp/>

企画・編集 企画財政課

〒403-0022

山梨県南都留郡西桂町小沼 1501-1

TEL 0555-25-2121 / FAX 0555-20-2015